

# 平成27年6月定例会

## 議案説明資料 予算に関する説明書

(平成27年度6月補正予算等関係)

### 福祉保健部

#### トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

## 平成27年6月定例会議案説明資料目次

【予算関係】  
(一般会計)

福祉保健部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成27年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 福祉保健課 障がい福祉課 長寿社会課 子育て応援課 青少年・家庭課 子ども発達支援課 健康政策課 医療政策課	1 2 5 12 26 37 40 43 44
	2 歳入歳出事項別明細書		50
	3 節の明細		59
	4 債務負担行為に関する調書	子育て応援課 医療政策課	61

【予算以外】  
(議案)

議案番号	件名	課名等	頁
議案第8号	鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正について	長寿社会課	63
議案第9号	鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について	子育て応援課	88
議案第10号	鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について	子育て応援課	90

(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
報告第2号	平成26年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書について	福祉保健課ほか	93

議案説明資料総括表

福祉保健部(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
福祉保健課	5,773,776	1,975,279	7,749,055			1,973,713	1,566	
障がい福祉課	7,231,514	80,808	7,312,322	29,083		14,466	37,259	
長寿社会課	9,655,738	435,569	10,091,307	105,371		197,616	132,582	
子育て応援課	5,023,200	414,648	5,437,848	106,242		13,236	295,170	
青少年・家庭課	2,366,521	31,542	2,398,063	15,770			15,772	
子ども発達支援課	1,022,420	9,066	1,031,486			5,996	3,070	
健康政策課	1,750,882	8,616	1,759,498				8,616	
医療政策課	6,403,608	52,929	6,456,537	4,630			48,299	
部計	52,323,483	3,008,457	55,331,940	261,096		2,205,027	542,334	

説明

主な事業

- ・(新)生活困窮者等の世帯の児童に対する学習支援充実及び推進強化事業
- ・(新)とっとりモデルの共同受注体制構築事業
- ・(新)水福連携モデルエリア運営事業
- ・(新)あいサポート運動拡大促進事業
- ・とっとり支え愛体制づくり事業
- ・(新)いきいきサポートシニア人材バンク事業
- ・(新)人生充実応援事業
- ・(新)日本認知症ワーキンググループ会議in鳥取
- ・(新)第3子以降保育料無償化事業
- ・(新)子育て支援員研修実施事業
- ・(新)特別医療費(小児)助成事業費(市町村システム改修等助成)
- ・健やかな妊娠・出産のための応援事業(児童虐待防止緊急対策)
- ・児童虐待防止広報啓発強化事業(児童虐待防止緊急対策)
- ・(新)NICUからの地域移行支援事業
- ・(新)検診受診率アップ・健康寿命アップ事業
- ・(新)地域医療ビジョン策定事業
- ・(新)鳥取県ドクターヘリ等導入検討事業
- ・看護職員等充足対策費(看護職員修学資金等貸付事業)

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課 (内線：7144)

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考											
				国庫支出金	起債	その他	一般財源												
(新) 鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金返還金事業	0	7,230	7,230			(基金繰入金) 7,230													
トータルコスト	0	7,230	7,230	(補正に係る主な業務内容)															
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—															
工程表の政策目標(指標)	—																		
【「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」充当事業】																			
事業内容の説明																			
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金」のうち、平成21年度から始まった国の交付金「緊急雇用創出事業臨時特例交付金(住まい拡充等支援事業分)」を活用して造成した復興関連の基金に係る事業が平成26年度末で終了し、精算期間についても平成27年6月末で終了するため、基金の執行残額を国へ返還する。</p>																			
<p>2 主な事業内容</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金造成額(復興財源分)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  平成23年度2月補正分</td> <td>7,200千円…①</td> </tr> <tr> <td>基金運用益(復興財源分)</td> <td>30千円…②</td> </tr> <tr> <td>取崩額</td> <td>0千円…③</td> </tr> <tr> <td>返還額(①+②-③)</td> <td>7,230千円</td> </tr> </tbody> </table>								区分	金額	基金造成額(復興財源分)		平成23年度2月補正分	7,200千円…①	基金運用益(復興財源分)	30千円…②	取崩額	0千円…③	返還額(①+②-③)	7,230千円
区分	金額																		
基金造成額(復興財源分)																			
平成23年度2月補正分	7,200千円…①																		
基金運用益(復興財源分)	30千円…②																		
取崩額	0千円…③																		
返還額(①+②-③)	7,230千円																		
<p>【参考】基金(復興財源分)を充当することが可能な事業</p> <p>被災者生活保護受給者に対する生活再建サポート事業</p> <p>東日本大震災により被災した生活保護受給者に対して、雇用又は委託により確保した生活再建サポーターにより生活再建に必要な支援を行う事業。</p>																			
<p>3 事業の成果</p> <p>事業の対象となる方がおられなかったため未執行。</p>																			

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

福祉保健課 (内線: 7140)

1 項 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金返還金	0	1,966,483	1,966,483			(基金繰入金) 1,966,483		
トータルコスト	0	1,966,483	1,966,483	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	—				
工程表の政策目標 (指標)	—							

【「鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成21年度から始まった「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金」を活用し実施した「鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金事業」が平成26年度末で終了し、精算期間についても平成27年8月末で終了するため、基金の執行残額を国へ返納する。

2 主な事業内容

区 分	金 額
基金造成額	2,267,641千円…①
平成21年度・6月補正分	900,000千円
平成21年度・9月補正分	1,367,641千円
基金運用益 (平成27年度分まで)	23,994千円…②
取崩額	325,152千円…③
返還額 (①+②-③)	1,966,483千円

【参考：補助事業の概要】

(1) 社会福祉施設等の耐震化整備

区 分	内 容
補助率	基金(国) 1/2、県又は市町村 1/4、設置者 1/4
対象施設	地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等 救護施設、障害者支援施設、障害児入所施設、児童養護施設、助産施設、 乳児院、母子生活支援施設、婦人保護施設等

(2) スプリンクラーの整備

区 分	内 容
補助率	基金(国) 1/2、県又は市町村 1/4、設置者 1/4
対象施設	火災発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等 救護施設、障害者支援施設、短期入所事業所、障害児入所施設、乳児院、 共同生活援助事業所(グループホーム)等

3 事業の成果

- 「耐震診断の結果、耐震化の整備が不要となった」「他事業活用により整備」等の理由による一部の施設を除き、基金支援対象施設の耐震化は実施済である。
- スプリンクラー設置は当初予定していた施設より、多くの施設で実施された。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

3項 生活保護費

福祉保健課（内線：7144）

1目 生活保護総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)生活困窮者等の世帯の児童に対する学習支援充実及び推進強化事業	0	1,566	1,566				1,566	
トータルコスト	0	1,566	1,566	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付業務等				
工程表の政策目標(指標)	生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業、学習支援事業の実施 (目標値：31年度までに全市町村の実施)							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

生活保護世帯等の子どもの進学率は全世帯平均より低く、貧困の連鎖を断ち切るためにも、これらの学習環境の充実を図る必要があり、実施主体である市町村に対する補助事業を設けるもの。

2 主な事業の内容

項目	予算額 (千円)	事業の内容
①対象世帯を横断した事業実施に対する支援	450	「ひとり親世帯」「生活困窮者世帯」「生活保護世帯」「一般世帯」の学習支援を組み合わせる実施する市町村に対し、既存の国庫補助制度がない「一般世帯」の児童に対する学習支援について補助する。 補助率：県1/2 補助対象経費：「一般世帯」の児童に対する学習支援に要する経費 補助条件：参加総数の10%以上が「ひとり親世帯」「生活困窮者世帯」「生活保護世帯」の児童であること。 ※2市町村の活用を想定 ※「生活困窮者世帯」、「生活保護世帯」、「ひとり親世帯」については国庫補助制度がある。
②放課後児童クラブの充実に対する支援	1,000	放課後児童クラブにおいて「ひとり親世帯」「生活困窮者世帯」「生活保護世帯」のいずれかの児童を一般世帯の児童に含めて学習支援を行う市町村に対して補助する。 補助率：県1/2 補助対象経費：学習支援に要する経費 県補助限度額：200千円/1クラブ ※5クラブの活用を想定
③市町村と県の推進体制の強化	116	県、市町村の福祉部門、教育委員会の連携のために推進協議会を設置し、研修会や講演会を実施する。
計	1,566	

3 これまでの取り組み状況、改善点

- 鳥取県は平成27年3月に「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、貧困の連鎖を防ぐため教育の支援等に重点的に取り組むこととしている。
- 生活困窮者、生活保護世帯向けの学習支援は、平成26年度末では、鳥取市、米子市、北栄町、大山町の4市町が実施。今後、学習支援を広げていく上の課題として次のようなことが考えられる。
  - ・生活保護世帯の子ども数は少なく、また、対象者が地理的に広範囲に渡っており「集まる」または「集める」ことが難しい。
  - ・対象者が特定されるので参加しにくい。
  - ・指導者の確保が困難。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7889）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
（新）とっとりモデルの共同受注体制構築事業	0	24,515	24,515	24,515				
トータルコスト	0	29,951	29,951	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.7人	0.7人	委託契約事務、委託先との連絡調整 等				
工程表の政策目標（指標）	工賃が平成18年度実績額の3倍となるよう支援する。							
<p>【「地域住民生活等緊急支援のための交付金（地方創生先行型）」充当事業】</p> <p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>単独の障害福祉サービス事業所では処理することができない企業等からの受託作業の大量受注案件を処理するために、全国初となる複数の事業所が一緒になって作業を行う共同作業場（仮称：鳥取ワークセンター）を設置し、障がいのある者の工賃向上や一般就労を促進するための環境強化を図る。 【共同作業場の開設は平成27年10月1日を予定】</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 共同作業場（仮称：鳥取ワークセンター）の設置・運営 空き工場を改修の上、複数の事業所の施設外就労として作業できる共同作業場を設置して、企業営業、事業所調整、作業指導、完成品検品等の管理運営を行う。</p> <p>(2) 官公需コンタクトセンターの設置・運営 官公需の促進を図るため、ワンストップサービスによる対応を行うためのコンタクトセンターを設置し、年々増加傾向にある優先調達推進法に基づく国・県・市町村等からの発注案件に迅速に対応するとともに、共同作業場との連携により受託内容の選択肢の拡大に繋げる。</p> <p>(3) 費用区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置費： 9,569千円</li> <li>・運営費： 14,946千円</li> </ul> <p>(4) 委託先 特定非営利活動法人鳥取県障害者就労事業振興センター</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) これまでの取組 平成25年度から共同受注窓口を設置し企業に対する営業を行い受注数量は増加しているものの、各事業所に受託業務を割り振りする方法では品質の均一化の難しさ、複数事業所への部材発送等のコスト発生などの課題があった。</p> <p>(2) 事業による効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業からの大量発注案件への積極的な対応による取引成立件数の増加</li> <li>・完成品ロス率の大幅な解消や完成品のクオリティー向上による取引企業の増加</li> <li>・作業工賃単価の高い作業への転換</li> <li>・複数の事業所が一堂に介した作業形態による事業所間の交流拡大・事業所職員のスキル向上</li> </ul>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課(内線:7889)

12目 障がい者自立支援事業費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考															
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源																
(新)水福連携モデルエリア運営事業	0	11,287	11,287	11,287																			
トータルコスト	0	15,946	15,946	(補正に係る主な業務内容)																			
従事する職員数	0.0人	0.6人	0.6人	補助金業務、実施主体との連絡調整等																			
工程表の政策目標(指標)	工賃が平成18年度実績額の3倍となるよう支援する。																						
<p>【「地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)」充当事業】</p> <p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要</p> <p>漁業者との連携により水産加工品の製造スキームを構築している障がい者就労継続支援事業所が、水福連携モデルエリアとして複数の事業所が参加できる共同加工場を設置・運営することに対して支援する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>事業所が地元漁師と関係を構築してきた御崎漁港(所在地:大山町中山)内にある既存の漁師小屋を改修し共同加工場をモデル的に整備する。</p> <p>(1) 実施主体</p> <p>特定非営利活動法人ライブ(事業所名:リブよどえ)</p> <table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td>米子市淀江町中間692</td> </tr> <tr> <td>事業所形態</td> <td>就労継続B型事業所</td> </tr> </table> <p>(2) 支援内容</p> <p>ア 設置経費</p> <table border="1"> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>共同加工場の設置に係る経費</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>9,826千円(13,101千円×3/4)</td> </tr> </table> <p>イ 運営経費</p> <table border="1"> <tr> <td>補助率</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>共同加工場の運営に係る経費</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>1,461千円(2,923千円×1/2)</td> </tr> </table> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>(1) これまでの経緯</p> <p>リブよどえは、地元漁業者からの要請に基づき始めたわかめ干し作業が発端となって、伝統的な加工方法の伝授や共同作業等による水産加工品の開発にも繋がっている。リブよどえ以外の事業所が参加すれば加工品等の生産量を増加させることができる。</p> <p>(2) 設置によるメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リブよどえが構築した都市部販路を活用することができるため、利益が期待できる。</li> <li>・加工品の販売量増加による地元漁業者の利益向上</li> </ul>								所在地	米子市淀江町中間692	事業所形態	就労継続B型事業所	補助率	3/4	対象経費	共同加工場の設置に係る経費	補助金額	9,826千円(13,101千円×3/4)	補助率	1/2	対象経費	共同加工場の運営に係る経費	補助金額	1,461千円(2,923千円×1/2)
所在地	米子市淀江町中間692																						
事業所形態	就労継続B型事業所																						
補助率	3/4																						
対象経費	共同加工場の設置に係る経費																						
補助金額	9,826千円(13,101千円×3/4)																						
補助率	1/2																						
対象経費	共同加工場の運営に係る経費																						
補助金額	1,461千円(2,923千円×1/2)																						



平成27年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7675)

1 2 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(新) あいサポート運動拡大促進事業	0	12,000	12,000			(基金繰入金) 12,000		
トータルコスト	0	12,000	12,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	あいサポート運動の全国発信				
工程表の政策目標 (指標)	あいサポート運動の推進							
【「とっとり支え愛基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>鳥取発の「あいサポート運動」の輪を拡大・促進するため、あいサポート大使を活用した県内外への情報発信を展開する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>平成27年2月に任命したあいサポート大使を活用し、あいサポート運動普及啓発イベントを実施したり、県内在住の障がい者と共同で絵本を作成するなど、県内外にあいサポート運動を発信する。</p>								
項 目		取 組 内 容						
(1) あいサポート運動普及啓発イベント		あいサポート大使を活用したイベントの開催 ・県が作成した「障がい理解デジタル絵本」の読み聞かせ ・パネルディスカッション ・障がい者福祉作業所によるスイーツ販売 ・障がい者の作品展 など						
(2) 障がい者ととも絵本作成・公表		あいサポート大使と県内障がい者による絵本の共同制作 ・制作した絵本を県内の学校に配布 ・制作過程の着手から完成までを公開 ・あいサポート大使及び出版社と連携した、全国的な情報発信						
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成27年2月10日に情報発信力のある押切もえ氏、山野愛子ジェーン氏をあいサポート大使に任命。</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

障がい福祉課 (内線: 7682)

1 2 目 障がい者自立支援事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 全国高校生 手話パフォーマンス ス甲子園開催事業	0	17,469	17,469				17,469	
トータルコスト	0	17,469	17,469	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	・第2回全国高校生手話パフォーマンス甲子園 の開催等				
工程表の政策目標(指標)	手話を含む情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
(1) 目的								
<p>多くの人に手話を身近なものとして理解してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的として、平成25年10月に全国で初めて「手話言語条例」を制定した鳥取県にて全国高校生手話パフォーマンス甲子園を開催する。</p>								
(2) 日程等								
ア 開催日: 平成27年9月22日(火・祝)								
イ 場 所: 米子市公会堂(米子市角盤町2-61)								
※ 平成27年7月29日(水)に鳥取市内で予選会(ビデオ審査)を実施する。								
(3) 内容								
予選会を通過した高校生による20チームが手話を使った歌唱、ダンス、演劇、コント、漫才などのパフォーマンスを披露し、優勝を争うもの。								
2 主な事業内容								
項目	所要額(千円)		内容					
手話パフォーマンス甲子園 開催経費	16,403千円		・大会運営に係る委託経費 ・関係機関との協議や奉迎に要する経費					
情報アクセシビリティ・フォーラム2015参加費※	1,066千円		・鳥取県ブース出展経費 (県の障がい福祉施策のPRを行う。) ・派遣旅費(鳥取県聴覚障害者協会スタッフ)					
※ 平成27年12月12日(土)~13日(日)に東京の秋葉原で開催され、聴覚障がい者の情報アクセスの重要性について理解促進を図るためのイベント。 (一般財団法人全日本ろうあ連盟主催)								
3 これまでの取組状況、改善点								
<p>昨年11月23日(日・祝)に開催した第1回大会は、秋篠宮妃殿下及び佳子内親王殿下に御臨席賜り、全国から参加した20の高校生チームの手話パフォーマンスが大きな感動を呼び、大会は成功裡に終えた。</p> <p>今年開催する第2回大会も、広報活動を強化するなど、第1回以上に大会を盛り上げていく予定。</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民政費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7201）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考							
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源								
手話でコミュニケーション事業（西部聴覚障がい者センター移転事業）	87,496	9,301	96,797	465		(基金繰入金) 465	8,371								
トータルコスト	93,708	9,301	103,009	(補正に係る主な業務内容)											
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	団体との調整、契約事務等											
工程表の政策目標(指標)	手話を含む情報アクセス・コミュニケーション支援の推進														
事業内容の説明				【「とっとり支え愛基金」充当事業】											
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>西部聴覚障がい者センターは、手話言語条例制定以降、増加する手話に関するニーズに対応するため、県からの受託事業の増に伴って職員を増員してきた。しかし、現在の執務室が手狭となり業務の実施に支障が生じているため、広い執務室が確保できる建物に移転する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 西部聴覚障がい者センターを広い執務スペースが確保できる建物に移転するため、移転に係る施設改修等を公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会に対して委託する。</p> <p>(2) 個人情報やプライバシーを保護するため、移転先フロアに相談室及び遠隔手話通訳サービス専用の部屋を設置するための改修を行う。</p> <p>(3) 事業費内訳</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所要額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移転先施設改修工事</td> <td>7,560</td> </tr> <tr> <td>家賃、電話設置工事費用等</td> <td>1,741</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>9,301</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;西部聴覚障がい者センターの概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：鳥取県、西部圏域の市町村</li> <li>・実施主体：公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会</li> <li>・主な県委託業務：手話通訳者団体派遣事業、遠隔手話通訳サービス、聴覚障がいに関する相談受付等</li> <li>・現在の所在地：米子市角盤町1丁目</li> <li>・移転先物件の所在地：米子市旗ヶ崎6丁目</li> </ul>								区分	所要額(千円)	移転先施設改修工事	7,560	家賃、電話設置工事費用等	1,741	合計	9,301
区分	所要額(千円)														
移転先施設改修工事	7,560														
家賃、電話設置工事費用等	1,741														
合計	9,301														

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

障がい福祉課（内線：7866、7193）

12目 障がい者自立支援事業費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)多目的トイレ利用促進事業	0	4,800	4,800				4,800	
トータルコスト	0	4,800	4,800	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	関係機関との調整、委託事務等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>県が確保している仮設の多目的トイレ（バリアフリー・オストメイト対応）を、災害発生時の避難所等に設置して、障がい者等の利便性向上と活用に向けた周知を図る。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>県の補助により民間事業者に確保していただいている仮設の多目的トイレ（バリアフリー・オストメイト対応）を災害が発生した際の避難所や、市町村が行う防災訓練、県関係のイベント会場に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害時避難所設置 2台×1回</li> <li>・県・市町村防災訓練（防災フェスタなど） 1台×6回（東中西部各2回）</li> <li>・車椅子マラソンなどのイベント 2台×2回</li> </ul>								
介護職員等の喀痰吸引等研修事業	2,001	0	2,001	△1,000		(基金繰入金) 2,001	△1,001	
トータルコスト	2,778	0	2,778	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）」充当事業】								
事業内容の説明								
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

障がい福祉課 (内線: 7862)

4目 精神衛生費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
精神科救急医療体制整備事業費	65,696	1,436	67,132	△6,184			7,620	
トータルコスト	68,026	1,436	69,462	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

圏域毎に精神科救急輪番病院で実施している精神医療相談(電話・来所)について、県東部で輪番体制が平成27年4月より変更(渡辺病院が週4日→週5日)になったことに伴い、事業実施日の増加分について委託料を増額補正するものである。(一般財源: 1,436千円)

また、精神医療相談について、平成27年度国庫補助基準額の減額に伴う激変緩和措置として、基準額減額分について一般財源による充当を行うために財源更正を行うものである。(国庫支出金: △6,184千円、一般財源: 6,184千円)

2 主な事業内容

(単位: 千円)

区分	内容	補正額
精神医療相談事業	圏域毎に精神科救急輪番病院において精神医療相談(電話・来所)体制整備に対する助成を行う。 【対象事業者】 輪番当番日に精神医療相談を行っている精神科救急病院のうち、精神医療相談の実施について県ホームページ上に掲載することに同意する医療機関	1,436

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

長寿社会課 (内線: 7176、7158)

1目 社会福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護人材確保・資質向上対策事業	5,622	0	5,622			(基金繰入金) 3,336	△3,336	
トータルコスト	7,175	0	7,175	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	-				
工程表の政策目標(指標)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。								
鳥取県社会福祉協議会活動費交付金事業	232,537	0	232,537	△1,592		(基金繰入金) 8,962	△7,370	
トータルコスト	240,302	0	240,302	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.0人	0.0人	1.0人	-				
工程表の政策目標(指標)	-							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】								
事業内容の説明								
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。								

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
介護人材確保推進事業	10,139	3,064	13,203			(基金繰入金) 3,064		
トータルコスト	12,469	3,064	15,533	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	研修の企画・委託契約締結・支払事務				
工程表の政策目標(指標)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。							

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

介護に携わる人材は全国的に不足しており、生産年齢人口（15～64歳）の急速な縮小により、今後ますます人材確保が困難な状況にある。

「鳥取県地域医療介護総合確保基金」（介護分野）を活用し、介護人材の参入促進、資質向上及び労働環境・処遇の改善の取組を進めるため、地域の関係機関・団体との連携・協働を進めるとともに、人材育成等に取り組む事業所の「見える化」を進める。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	事業概要	予算額
介護人材確保対策協議会 (仮称)	事業者団体、職能団体、養成機関、行政（国、県、市町村）等による協議会にて、関係機関・団体との連携・協働を進める。（既存の会議等の活用を予定）	450
人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施事業	介護人材の育成、定着に取り組む事業所の認証・評価制度について、評価基準の設計等を行う。（厚生労働省から認証評価に係る制度設計の参考資料が示される予定）	300
ケーブルテレビを活用した介護の仕事等紹介事業	番組が繰り返し流れるケーブルテレビの特性を活かし、介護の仕事や家庭での介護のこつ等を紹介するコーナーを制作し放映する。それらをDVDにまとめ一般の民間企業等に配布し、介護離職を防ぐとともに、介護の理解を広める。	1,414
介護職員の事業所全体レベルアップ事業	中規模の介護事業所を対象に、介護職員の知識・技術の向上、全体のレベルアップを図るため、介護福祉士養成施設から指導者を派遣する。	900
合計		3,064

3 これまでの取り組み状況、改善点

これまでも介護人材を確保するため、修学資金貸付、福祉の就職フェア、離職防止のための研修等の施策に取り組んできたが、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、今後介護人材は不足していくことが見込まれているにもかかわらず、いまだに、福祉・介護分野は、離職率が高く人材が定着しないことや、仕事に対するマイナスイメージも根強い状況である。

平成27年度から「鳥取県地域医療介護総合確保基金」を活用し、より一層の人材確保及び職場定着を図る。

1目 社会福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 県立福祉人材研修センター基金造成補助事業	0	570	570			(雑入) 570		
トータルコスト	0	570	570	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

指名指定管理施設である県立福祉人材研修センターの委託料に係る余剰金については、県に全額返還し、その余剰金から経営努力によらない額（外部への再委託に係る複数年契約導入による請負差額）を控除した額の2/3を、公益事業及び施設の管理運営費に活用する基金造成の補助金として、指定管理者である鳥取県社会福祉協議会へ交付する。

2 主な事業内容

(1) 補助金の名称

鳥取県立福祉人材研修センター基金造成事業補助金

(2) 交付先

社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会（県立福祉人材研修センターの指名指定管理者）

(3) 補助内容

以下の事業に充当する基金造成に対して補助金を交付

ア 鳥取県社会福祉協議会が定款に定める公益事業

- 高齢者の生きがい対策事業の充実
- 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援及び調査研究
- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

イ 県立福祉人材研修センターの管理運営

- 情報提供機能の充実・県立福祉人材研修センターの利用促進
- 施設環境の整備
- 災害時必要物品の整備
- 職員接遇研修の実施

(4) 所要経費

（単位：千円）

区分	金額	適用
平成26年度委託料支払額（協定書の額）	37,557	既支払額（A）
平成26年度委託料実績額	35,821	（B）
平成26年度委託料余剰額	1,736	（C=A-B）
経営努力によらない額	881	（D）
補助額	570	（C-D）×2/3



4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域包括ケア推進事業	4,455	1,726	6,181	△1,188		(基金繰入金) 3,570	△656	
トータルコスト	10,667	1,726	12,393	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	研修の企画・委託契約締結・支払事務				
工程表の政策目標(指標)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。							

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

(1) 新規事業の概要

高齢者への公的サービスやインフォーマルサービス、さまざまな支援が地域で切れ目なく継続して提供できるよう、地域の中核的な機関である地域包括支援センターの機能を強化するため、職員の資質向上及びネットワーク構築の支援を行う。

(2) 既存事業の財源更正

鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。

2 主な事業内容

(1) 新規事業

【事業名】(新) 地域包括ケア連携強化事業

【事業費】1,726千円 (財源：鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護))

【委託先】研修会開催のノウハウを有する民間団体を対象にプロポーザルで選定

【内容】地域包括支援センター及び関連機関の多職種の資質向上を図るとともに、効果的な支援を可能とするためのネットワーク構築に資する研修会を開催する。

- ・実施場所：3か所(県東部、中部、西部)
- ・参加者数：50名程度×3か所×2研修×2回ずつ
- ・対象者：地域包括支援センター職員、社会福祉協議会職員、民生・児童委員、介護職員、相談支援員、生活支援コーディネーター等
- ・研修内容(例)

機能強化研修	連携強化研修
<ul style="list-style-type: none"> <li>・傾聴の意味と技法</li> <li>・アイスブレイキング</li> <li>・聴かない聴き方</li> <li>・あいづちの基礎</li> <li>・くりかえし等カウンセリングの知識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループカウンセリングの手法及び個人主導のキャリア開発の支援</li> <li>・個人と組織の新たな共生関係の追及の支援</li> <li>・複合的問題のケース検討</li> <li>・連携のための支援体制の知識</li> </ul>

(2) 財源更正

【事業名】地域包括支援センター支援事業 (事業費：656千円 補正前の財源：単県)

【事業名】地域ケア会議活用等推進事業 (事業費：1,188千円 補正前の財源：国費10/10)

3 これまでの取組状況、改善点

地域包括支援センターに求められる役割、地域包括ケアの先進事例紹介等の研修や地域包括支援センターが相互に情報を共有し、協力・支援体制を構築するための連絡会を実施。また、市町村や地域包括支援センターが開催する地域ケア会議への歯科医師や栄養士等の専門職を派遣等を行っている。

地域包括支援センターが地域包括ケアの中核を担えるよう、職員の資質向上、専門職派遣による地域ケア会議のさらなる充実が必要であり、今後も地域包括支援センターの機能強化について支援の継続が必要である。

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考																	
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																		
介護保険運営負担金事業	8,088,868	47,900	8,136,768				47,900																		
トータルコスト	8,097,410	47,900	8,145,310	(補正に係る主な業務内容)																					
従事する職員数	1.1人	0.0人	1.1人	補助金の交付事務																					
工程表の政策目標(指標)	-																								
事業内容の説明																									
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から行う「地域支援事業」(介護予防事業、新しい介護予防事・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業)を円滑に実施するために要する経費を、保険者である市町等に交付するもの。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 補助金の名称 地域支援事業交付金</p> <p>(2) 実施主体 市町村</p> <p>(3) 補正額 47,900千円</p> <p>(4) 補正理由</p> <p>平成27年4月から地域支援事業交付要綱が一部改正されたことにより、財源構成及び上限設定の変更がなされたことから、各市町等において支出予定額の精査を行った結果、増額補正を行う。</p> <p>(5) 費用負担割合</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">費用負担割合</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町等</th> <th>保険料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地域支援事業</td> <td>介護予防事業等</td> <td>25%</td> <td>12.5%</td> <td>12.5%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>包括的支援事業・任意事業</td> <td>39%</td> <td>19.5%</td> <td>19.5%</td> <td>22%</td> </tr> </tbody> </table>									費用負担割合		国	県	市町等	保険料	地域支援事業	介護予防事業等	25%	12.5%	12.5%	50%	包括的支援事業・任意事業	39%	19.5%	19.5%	22%
費用負担割合		国	県	市町等	保険料																				
地域支援事業	介護予防事業等	25%	12.5%	12.5%	50%																				
	包括的支援事業・任意事業	39%	19.5%	19.5%	22%																				
介護保険円滑推進事業	12,102	0	12,102	△646		(基金繰入金) 646																			
トータルコスト	13,655	0	13,655	(補正に係る主な業務内容)																					
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	-																					
工程表の政策目標(指標)	-																								
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																									
事業内容の説明																									
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。																									
介護職員等の喀痰吸引等研修事業	17,117	0	17,117	△8,558		(基金繰入金) 17,117	△8,559																		
トータルコスト	20,223	0	20,223	(補正に係る主な業務内容)																					
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	-																					
工程表の政策目標(指標)	-																								
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】																									
事業内容の説明																									
鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。																									

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考															
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																
とっとり支え愛体制づくり事業	25,383	6,000	31,383			(基金繰入金) 6,000																	
トータルコスト	30,819	6,000	36,819	(補正に係る主な業務内容)																			
従事する職員数	0.7人	0.0人	0.7人	補助金の募集、交付決定など																			
工程表の政策目標(指標)	支え愛まちづくりの推進と高齢者が地域で住み続けるための仕組みの構築																						
事業内容の説明	【「とっとり支え愛基金」充当事業】																						
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>高齢者、障がい者をはじめ、自力での移動手段を持たない方の買い物不便を解消するため、各市町村の実情に合った取組を支援する。併せて、高齢者等の外出や人との交流を促進し機能訓練、介護予防に繋げる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) わが町買い物不便解消モデル事業（3,000千円）</p> <p>市町村又は市町村社会福祉協議会が以下のいずれかの事業に取り組む場合に、経費の一部を支援する。効果を検証し、成果を市町村と共有し持続可能な取組の参考とする。</p> <p>【対象事業・限度額等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>概 要</th> <th>要 件</th> <th>限度額 (定額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>インターネットによる通販利用促進</td> <td>地域の交流サロンや共生ホーム等にインターネット設備を設置し、住民等のサポートを受けて通販を利用する。</td> <td rowspan="2">1市町村当たり 6地区（集落） 以上</td> <td rowspan="2">400千円</td> </tr> <tr> <td>交流サロンにおける訪問販売</td> <td>定期的実施される交流サロンにおける訪問販売や日用品の常設販売・補給を行う。</td> </tr> <tr> <td>買い物代行</td> <td>自治会、NPO法人等に買い物代行業務を依頼、委託する。</td> <td rowspan="2">1市町村当たり3 地区（集落）以上 又はのべ利用者が 市300人以上、 町村150人以上</td> <td rowspan="2">500千円</td> </tr> <tr> <td>買い物ツアーの実施</td> <td>市町村社協が買い物ツアーを実施する。運送事業者や介護保険サービス事業者等へ移送支援等を委託する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金</p> <p>当初予算で6件分（6,000千円）を予算化していたが、4月末時点で3件交付決定し、今後6件の申請が見込まれていることから、3件分（3,000千円）増額するものである。</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>支え愛活動支援補助金により、住民や民間団体等の支え愛活動を支援してきたところであるが、多くの市町村に共通する高齢者等の買い物不便の課題について、メニューを提示し取り組んでもらうことで効果的で持続可能な取組を検討する。</p>								区 分	概 要	要 件	限度額 (定額)	インターネットによる通販利用促進	地域の交流サロンや共生ホーム等にインターネット設備を設置し、住民等のサポートを受けて通販を利用する。	1市町村当たり 6地区（集落） 以上	400千円	交流サロンにおける訪問販売	定期的実施される交流サロンにおける訪問販売や日用品の常設販売・補給を行う。	買い物代行	自治会、NPO法人等に買い物代行業務を依頼、委託する。	1市町村当たり3 地区（集落）以上 又はのべ利用者が 市300人以上、 町村150人以上	500千円	買い物ツアーの実施	市町村社協が買い物ツアーを実施する。運送事業者や介護保険サービス事業者等へ移送支援等を委託する。
区 分	概 要	要 件	限度額 (定額)																				
インターネットによる通販利用促進	地域の交流サロンや共生ホーム等にインターネット設備を設置し、住民等のサポートを受けて通販を利用する。	1市町村当たり 6地区（集落） 以上	400千円																				
交流サロンにおける訪問販売	定期的実施される交流サロンにおける訪問販売や日用品の常設販売・補給を行う。																						
買い物代行	自治会、NPO法人等に買い物代行業務を依頼、委託する。	1市町村当たり3 地区（集落）以上 又はのべ利用者が 市300人以上、 町村150人以上	500千円																				
買い物ツアーの実施	市町村社協が買い物ツアーを実施する。運送事業者や介護保険サービス事業者等へ移送支援等を委託する。																						

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金造成事業(介護分野)	19,813	180,620	200,433	120,220		(財産収入) 267	60,133	
トータルコスト	20,590	180,620	201,210	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	交付申請事務、基金積立事務				
工程表の政策目標(指標)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。							

【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

団塊の世代が75歳以上となる2025(平成37)年に向けて、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域包括ケアシステムの構築を進めるため、「介護サービス提供体制の整備促進」及び「介護従事者の確保対策」を行うため、鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を造成する。

2 主な事業内容

(1) 基金の造成

(単位：千円)

基金の造成額		造成額の負担内訳	
		国(2/3)	県(1/3)
補正額	180,353	120,220	60,133
内訳			
介護施設等の整備	105,876	70,583	35,293
介護従事者の確保	74,477	49,637	24,840

(2) 対象事業

「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」に盛り込む事業概要

○介護施設等の整備に関する事業

- ・地域密着型サービス施設等の整備への助成
- ・介護施設の開設準備経費等への支援

○介護従事者の確保に関する事業

- ・参入促進
- ・資質の向上(地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成も含む。)
- ・労働環境・処遇の改善
- ・基盤整備

(3) 運用益

補正額267千円(当初予算計上分も含む。)

3 これまでの取組状況、改善点

○昨年度、医師会等の県内の関係団体、医療機関等に事業の実施要望を確認し、「医療介護総合確保法に基づく鳥取県計画」を策定した。

○関係団体等からの要望を把握するとともに、計画の着実な推進に向けた事業の進捗管理が必要である。

4目 老人福祉費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
認知症サポートプロジェクト事業	60,071	622	60,693	△2,865		(基金繰入金) 3,487		
トータルコスト	77,154	622	77,776	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.2人	0.0人	2.2人	研修の企画・委託契約締結・支払事務				
工程表の政策目標(指標)	認知症高齢者の早期発見・早期治療体制の整備の促進と、地域支援体制の構築を推進する。							

【「とっとり支え愛基金」充当事業】  
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

認知症の人やご家族の支援に携わる方の認知症ケアの質を向上することを目的とし、認知症に関わる専門的人材の育成や、認知症にかかる連携の仕組みづくりの促進を図っていく。

2 主な事業内容

(1) 追加事業

事業名	事業概要	補正額
キャラバンメイト・スキルアップ研修	・キャラバンメイト・スキルアップ研修の開催 キャラバンメイトのスキルアップを図るため、専門講師(県外講師)による研修を実施する。(2回)	120千円 (とっとり支え愛基金10/10)
市町村認知症連絡会	・認知症初期集中支援チーム研修事業 認知症初期集中支援チーム研修事業：国立長寿医療研究センターでの研修参加費(5市町村)	200千円(介護基金)
	・認知症地域支援推進員研修事業 認知症地域支援推進員研修事業：認知症介護研究・研修センターでの研修参加費(5市町村)	190千円(介護基金)
	・県内研修会 「認知症初期集中支援チーム」及び「認知症地域支援推進員」の設置に向けた連携と仕組み作りについて、市町村職員を対象に県内研修会(県外講師)を開催する。	112千円 (国費1/2、とっとり支え愛基金1/2)

(2) 財源更正

鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護分野)を活用して本事業を実施するため、財源更正を行う。

【事業名】脳の健康トレーニング事業(認知症予防スリーAリーダー養成、認知症重度化予防実践塾)  
(事業費：1,118千円 補正前の財源：支え愛基金10/10)

【事業名】認知症早期発見・医療体制整備事業  
(事業費：4,009千円 補正前の財源：国費1/2、支え愛基金1/2)

【事業名】認知症高齢者介護制度人材育成事業：開設者・管理者・計画作成担当者研修、指導者フォローアップ研修  
(事業費：1,834千円 補正前の財源：国費1/2、支え愛基金1/2)

3 これまでの取組状況、改善点

認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の設置については、平成27(2015)年4月1日から平成30(2018)年3月31日の間に、すべての市町村に設置することとされていることから、早期に設置され積極的に取り組んで行く必要があり、その仕組みや体制づくりの促進を図る。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源						
（新）人生充実 応援事業	0	3,109	3,109			(基金繰入金) 1,170	1,939						
トータルコスト	0	3,109	3,109	（補正に係る主な業務内容）									
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の募集、交付決定、委託事務など									
工程表の政策目標（指標）	支え愛まちづくりの推進と高齢者等が地域で住み続けるための仕組みの構築												
【鳥取県地域医療介護総合確保基金】充当事業】													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>元気高齢者に、多様な活動を通し生き生きと暮らしていただくとともに、地域の担い手として活躍していただくための環境づくりに取り組む。</p>													
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) ことぶき起業支援（1,939千円）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>プチ起業支援補助金 （1,600千円）</td> <td>生きがいづくりや多様な就労を支援するため、県内の55歳以上の個人又は55歳以上の方からなるグループの方が起業する場合に経費の一部を支援する。 補助率：1/2 ※ただし高齢者の雇用など社会参加等に寄与する事業は2/3 限度額：800千円（事務所等改修費、設備費、事務所等賃貸料、機器リース料、物品等購入費）</td> </tr> <tr> <td>新たなシルバービジネス企画検討委員会 運営費（339千円）</td> <td>高齢者の特技や地域資源を活用して、高齢者によるコミュニティービジネスを実施したい市町村と連携し専門家を交え実施に向けて検討する。（例）商品化、高齢者による高齢者のための多機能カフェ</td> </tr> </tbody> </table>								区 分	内 容	プチ起業支援補助金 （1,600千円）	生きがいづくりや多様な就労を支援するため、県内の55歳以上の個人又は55歳以上の方からなるグループの方が起業する場合に経費の一部を支援する。 補助率：1/2 ※ただし高齢者の雇用など社会参加等に寄与する事業は2/3 限度額：800千円（事務所等改修費、設備費、事務所等賃貸料、機器リース料、物品等購入費）	新たなシルバービジネス企画検討委員会 運営費（339千円）	高齢者の特技や地域資源を活用して、高齢者によるコミュニティービジネスを実施したい市町村と連携し専門家を交え実施に向けて検討する。（例）商品化、高齢者による高齢者のための多機能カフェ
区 分	内 容												
プチ起業支援補助金 （1,600千円）	生きがいづくりや多様な就労を支援するため、県内の55歳以上の個人又は55歳以上の方からなるグループの方が起業する場合に経費の一部を支援する。 補助率：1/2 ※ただし高齢者の雇用など社会参加等に寄与する事業は2/3 限度額：800千円（事務所等改修費、設備費、事務所等賃貸料、機器リース料、物品等購入費）												
新たなシルバービジネス企画検討委員会 運営費（339千円）	高齢者の特技や地域資源を活用して、高齢者によるコミュニティービジネスを実施したい市町村と連携し専門家を交え実施に向けて検討する。（例）商品化、高齢者による高齢者のための多機能カフェ												
<p>(2) あなたの生涯現役を応援します事業（1,170千円：地域医療介護総合確保基金活用）</p> <p>要支援1、2の方で介護給付の対象外になった方の受け皿として市町村の交流サロン等が考えられることから、県内在住の60歳以上の方を対象に、「生活支援型」「生きがい・健康増進型」の2つのタイプのボランティアを養成し、市町村や市町村社協と連携し効果的な活動のしくみをつくる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施：鳥取県社会福祉協議会</li> <li>・内容：県内2地区で実施、のべ80名程度を養成</li> </ul>													
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>高齢者の社会参加や生きがい増進という観点から、老人クラブ活動の支援、高齢者運動会や因伯シルバー大会の開催、ねんりんびっくの派遣などに取り組んできたところである。</p> <p>団塊の世代が退職を迎えられていることから、支援を要する高齢者のサポートや自分にあった就労、地域の活性化のための積極的な参加促進などを図る。併せて高齢者の多様な生き方を実現する。</p>													

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 日本認知症ワーキンググループ会議 in 鳥取	0	2,000	2,000			(基金繰入金) 2,000		
トータルコスト	0	2,000	2,000	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	委託契約締結・支払事務				
工程表の政策目標(指標)	認知症高齢者の早期発見・早期治療体制の整備の促進と、地域支援体制の構築を推進する。							

【「とっとり支え愛基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

若年性認知症本人（日本認知症ワーキンググループ共同代表 藤田和子氏（鳥取市在住））の声により鳥取県開催を実現するもので、認知症に対する偏見をなくすための啓発やサポート体制のあり方など、鳥取県から全国に発信するフォーラムの開催に支援を行う。

2 主な事業内容

- (1) 実施主体 日本認知症ワーキンググループ
- (2) 補正額 2,000千円（県10/10）
- (3) 事業概要
  - ・開催日時 平成28年3月19日（土）、20日（日）
  - ・開催場所 鳥取市民会館
  - ・開催内容 （参加人数：1,000人（想定：県内500人、県外500人））

開催日	内 容
19日	【非公開】 ・日本認知症ワーキンググループ(JDWG)ミーティング JDWG メンバー及び鳥取県や近県の認知症当事者が参加
20日	【日本認知症ワーキンググループ (JDWG) 会議 in 鳥取】 ・基幹型認知症疾患医療センター長の講演 ・厚生労働省の講演（認知症の人の視点に立った新オレンジプラン） ・日本認知症ワーキンググループの紹介（メンバー、活動実績、今後の予定等） ・昼食 ※認知症の方のくらしに役立つもの紹介 ※フードコート（B級グルメなどの屋台）を設置 ※鳥取県の観光や物産PRと販売 ・パネルディスカッション テーマ：「認知症になってからも希望と尊厳をもって暮らし続けるためには」 【パネリスト】厚生労働省、鳥取県、JDWG メンバー、医療関係者、福祉関係者、地域住民代表等 ・県とJDWG と合同での提言

3 これまでの取組状況、改善点

認知症への理解を深めるための普及啓発の取組として、認知症サポーター数拡大事業や、若年性認知症支援事業の推進を図っていくこととしているが、この大会の開催は鳥取県の認知症施策の推進のための普及啓発や人材育成に大きな役割を果たす機会となる。

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 鳥取県地域医療介護総合確保基金 (介護従事者確保) 補助金	0	27,260	27,260			(基金繰入金) 27,260		
トータルコスト	0	27,260	27,260	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。							
【「鳥取県地域医療介護総合確保基金（介護分野）」充当事業】								
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
鳥取県地域医療介護総合確保基金を活用し、介護従事者の確保、地域包括ケアを支える専門職や地域の担い手等の養成を行うため、介護の事業者団体等の取組を支援する。								
2 主な事業内容								
【補助金事業】								
・実施主体	介護の事業者団体、職能団体、市町村等							
・対象事業	(1) 参入促進、(2) 資質の向上、(3) 労働環境・処遇の改善に資する事業							
・補助率	県10/10(最大)							
・財源内訳	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護)							
・補正額	27,260千円							
【補正額の内訳】								
(1) 参入促進 (6,420千円)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業</li> <li>・若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業</li> <li>・介護未経験者に対する研修支援事業 等</li> </ul>								
(2) 資質の向上 (19,377千円)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修</li> <li>・認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業</li> <li>・地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業</li> <li>・権利擁護人材育成事業</li> <li>・介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業 等</li> </ul>								
(3) 労働環境・処遇の改善 (1,463千円)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 等</li> </ul>								
3 これまでの取組状況、改善点								
地域包括支援センターの機能を強化するため職員の資質向上及びネットワーク構築の支援を行っている。また、これまでも介護人材を確保するため、修学資金貸付、福祉の就職フェア、離職防止のための研修等の施策等に取り組んでいるが、いまだに、福祉・介護分野は、離職率が高く人材が定着しないことや、仕事に対するマイナスイメージも根強い状況である。								
平成27年度から「鳥取県地域医療介護総合確保基金」を活用し、より一層の人材の確保及び養成を図る。								



4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県地域医療介護総合確保基金（施設整備）補助金	0	105,876	105,876			(基金繰入金) 105,876		
トータルコスト	0	105,876	105,876	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	申請書の審査、交付決定、補助金の支払い				
工程表の政策目標(指標)	高齢者が住み慣れた地域でいつまでも住み続けられるよう地域包括ケアシステムの構築を推進する。							

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成26年6月に成立した「医療介護総合確保推進法」に基づき設置される「鳥取県地域医療介護総合確保基金」を活用し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。

2 主な事業内容

(1) 地域密着型サービス施設等の整備への助成（補助率：県10/10）

地域密着型サービス施設・事業所等の整備を行う市町村に対し支援を行う。

（単位：千円）

補助対象施設	単価	施設数	補正額
小規模多機能型居宅介護事業所	32,000千円/施設	2	64,000
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	5,670千円/施設	2	11,340
合計			75,340

(2) 介護施設の開設準備経費等への助成（補助率：県10/10）

介護施設の円滑な開設のため、施設の開設準備に要する経費について、市町村を通じて支援を行う。

（単位：千円）

補助対象施設	単価	施設数 又は定員数	補正額
小規模多機能型居宅介護事業所	621千円/施設定員	16	9,936
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	10,300千円/施設	2	20,600
合計			30,536

4目 老人福祉費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) いきいきサポートシニア人材バンク事業	0	14,291	14,291			(基金繰入金) 14,291		
トータルコスト	0	15,068	15,068	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	委託契約、進捗管理、登録者募集、PRなど				
工程表の政策目標 (指標)	支え愛まちづくりの推進と高齢者等が地域で住み続けるための仕組みの構築							
【「とっとり支え愛基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>団塊の世代の方が退職を迎えられており、過疎化、人口減少化が進む中、元気高齢者については、地域の担い手や、地域の活性化のために活躍していただくことが期待されていることから、活動を後押しする環境・仕組みをつくる。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>資格、技能、特技を持つ高齢者を発掘し、活動を支援する「いきいきサポートシニア人材バンク」を設置する。平成27年度は、主にバンク登録の推進、ホームページ開設、登録・活用促進催事の開催、活動場所確保に向けたPRに取り組む。</p> <p>バンク設置に当たっては、企画検討段階から業務を委託し協働で立ち上げていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会</li> <li>・主な委託業務：登録者の募集・PR、活動促進活動（活動先の確保、活動紹介）、HPへの情報登録、管理、登録者と依頼者との調整 など</li> <li>27年度限りのもの・・・HP開設関係、バンク開設等PR催事開催</li> <li>・委託料 14,291千円</li> </ul> <p>&lt;いきいきサポートシニア人材バンクの概要&gt;</p> <p>(1) 登録対象者：資格、技能、特技を有する方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格・免許に係るもの：通訳、栄養士、調理師、保育士、教員、栄養士、保健師など</li> <li>・認定等によるもの：〇〇指導員、□□審判員、△△インストラクターなど</li> <li>・趣味活動・特技：社交ダンス、手芸、絵画、書道、華道、ガーデニングなど</li> </ul> <p>(2) 想定する主な活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館活動、老人クラブ、社会福祉施設、高齢者大学等での講師・指導員や審判員など</li> <li>・放課後児童クラブ、学校支援ボランティア、子供向け文化・スポーツ教室等での講師、指導員</li> </ul> <p>(3) 原則有償</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>介護支援ボランティアやスポーツ、文化活動による高齢者の社会参加、生きがい増進を図ってきたところであるが、高齢者の技能、知識等を社会に還元していただくとともに、バンク登録者にとってもプラスになる形で多様な活動の促進を図る。</p>								

10目 老人福祉施設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
皆生尚寿苑管理運営費	8,224	42,531	50,755				42,531	
トータルコスト	10,554	42,531	53,085	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	改修工事、備品購入				
工程表の政策目標(指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県立養護老人ホーム皆生尚寿苑の適切な維持管理及び入居者の処遇改善を図るため、必要な改修工事及び備品の購入を行う。

※指定管理者（社福）鳥取県厚生事業団 期間：平成26年4月1日～平成31年3月31日

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	金額
工事請負費	(1) 既存エレベーター現行基準適合化改修工事	42,198
	(2) 旧棟空調設備改修工事	
備品購入費	(1) 洗濯機 2台	333
	(2) 衣類乾燥機 2台	
計		42,531

※上記改修工事の実施設計に係る委託料については、当初予算計上済。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

子育て応援課(内線:7570)

8目 私立学校振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
私立幼稚園施設整備費補助金	36,250	900	37,150				900	
トータルコスト	37,803	900	38,703	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
安全な環境の中での教育の確保を図るため、老朽化した学校施設の大規模修繕等に助成を行う。 このたび、追加で修繕に係る整備の要望(1園)があったことに伴い、増額補正を行うものである。								
2 主な事業内容								
(単位:千円)								
事業名	事業内容		当初予算額	補正額	計			
私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	老朽化等した幼稚園施設の修繕等に対して助成を行う。  補助率:(修繕)1/3 (耐震改修)1/3		11,798	(修繕)900	12,698			
私立高等学校等改築事業補助金	老朽化により改築が必要となった幼稚園施設の改築に対して助成を行う。 補助率:1/3		21,389	-	21,389			
私立学校振興資金利子補助金	施設整備事業に充てるため、金融機関等から借り入れた資金に係る利子負担に対して助成を行う。 補助額:年率又は1%のどちらか低い額		3,063	-	3,063			
合計			36,250	900	37,150			

平成27年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

1項 総務管理費

子育て応援課 (内線: 7150)

8目 私立学校振興費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 私立幼保連携型認定こども園大規模修繕事業補助金	0	1,389	1,389				1,389	
トータルコスト	0	1,389	1,389	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

私立幼保連携型認定こども園の大規模修繕に係る経費について助成を行う。

2 主な事業内容

補助対象	幼保連携型認定こども園を設置する学校法人
負担割合	県 1/3、事業者 2/3
事業規模	100万円以上 ~ 500万円未満
補正額	補助金額 1,389千円 (対象施設1園) 工事費 補助率 補助金額 $4,168,800円 \times 1/3 = 1,389,000円$ ※千円未満切り捨て

3 これまでの取組状況、改善点

- ・私立幼稚園の大規模修繕については、「私立学校等大規模修繕等促進事業補助金」により助成を実施してきたところである。
  - ・子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、幼稚園認可と保育所認可の両方を有する幼保連携型認定こども園は新たな認可施設(※)となったことから、従来の幼稚園に対する補助の対象外となった。そのため、本補助事業を新設し、新たな幼保連携型認定こども園に対しても引き続き大規模修繕の経費を支援するものである。
- ※本年度より、私立幼稚園27園のうち、11園が幼保連携型認定こども園へ移行した。

【参 考】

	事業規模	私立幼稚園	私立幼保連携型認定こども園
大規模修繕の経費に係る助成	100万円以上～500万円未満	単県 (負担割合) 県1/3、事業者2/3	単県 (今回創設する部分) 県1/3、事業者2/3
	500万円以上～		国【認定こども園施設整備費交付金】 (負担割合) 国1/2、市町村1/4、事業者1/4

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

子育て応援課 (内線: 7572)

8目 特別医療費助成事業費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 特別医療費 (小児) 助成事業費 (市町村システム改修等助成)	0	11,351	11,351				11,351	
トータルコスト	0	11,351	11,351	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金交付事務				
工程表の政策目標 (指標)	-							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>安心して子どもを産み育てられる環境を整備するとともに、全国からの移住希望者に子育て環境をアピールするため、市町村と協働して、全国トップレベルとなる、子どもの医療費の助成対象年齢の拡大に取り組む。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>今議会で条例改正提案している特別医療費助成制度の拡大(「15歳に達する日以後の最初の3月31日まで」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に拡大)に伴い、市町村においてシステム改修や受給資格証の発行・送付等の準備が必要となることから、そのための経費に対し補助を行う。</p> <p>(1) 補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システム改修費 (委託料等)</li> <li>・受給者証の発行・送付費 (印刷製本費、消耗品費、通信運搬費等)</li> </ul> <p>(ただし、受給資格証の発行・送付費については、子ども1人あたりの上限単価を設け、対象者数を乗じた額と実際にかかった額のいずれか低い額を上限とする。)</p> <p>(2) 補助率 1/2</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>小児特別医療費助成の対象については、平成23年4月に「就学前まで」から「15歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に拡大したところである。</p>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7570)

1 目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
子育て拠点施設等整備事業	106,405	669	107,074			(基金繰入金) 669		
トータルコスト	107,958	669	108,627	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	各種保育料軽減制度の見直し							
【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】								
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>保育所及び子育て環境の充実を図るため、鳥取県安心子ども基金を財源として、保育所の緊急整備等を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 保育所緊急整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実施主体: 市町村</li> <li>○対象事業: 創設、増築、増改築、改築、大規模修繕等</li> <li>○負担割合: 安心子ども基金(県) 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4</li> </ul> <p>(2) 補正理由</p> <p>資材単価及び人件費単価が上がったことに伴い総事業費が増えたため、補助額が増加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象事業: 鳥取市 津ノ井保育園(増改築) [事業期間: H27.3~H28.1]</li> </ul>								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7150)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業	0	7,870	7,870				7,870	
トータルコスト	0	7,870	7,870	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金事務、指導監査、関係機関との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	各種保育料軽減制度の見直し							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>少子化、人口減少の危機に直面している中山間地域において、自治体独自に保育料の無償化等による子育て支援施策の取組により、若者の移住定住など地域活性化に果敢に挑戦する市町村に対して助成を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>中山間地域の市町村において、保育料等の無償化・軽減を行う場合、それに要する経費の一部を助成する。</p> <p>ア 実施主体 市町村</p> <p>イ 補助率 算定基準額の1/2</p> <p>ウ 対象経費 中山間地域 ※1に居住し、その地域の保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所を利用する子どもの保育料等を、市町村独自に無償化(軽減) ※2するのに必要な経費 【算定式】(基本の保育料額 ※3) - (無償化・軽減後の保育料) ※1 鳥取県中山間地域振興条例で定める中山間地域 ※2 無償化される対象を設けることを必須条件とする ※3 平成27年4月1日時点で各市町村が設定した保育料額</p> <p>エ H26補正予算額 6町分(若桜町、三朝町、大山町、日南町、日野町、江府町) 合計 39,542千円(H26年度補正予算(経済対策関係)を全額繰越)</p> <p>オ 補正額 ○智頭町分(H27年度より新たに実施。第2子1/2、第3子以降無償。) 5,242千円×1/2=2,621千円 ○三朝町分(H27年度より第2子保育料半額を全額無償に変更。) 10,498千円×1/2=5,249千円</p> <p style="text-align: center;">合計 7,870千円</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成26年度から事業を開始し、平成26年度は6町(若桜町、三朝町、大山町、日南町、日野町、江府町)が、この事業を活用して、各町で保育料の無償化・軽減を実施した。</p>								



平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7150）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 (基金繰入金)	一般財源	
(新)小規模保育設置促進事業	0	12,567	12,567			12,567		
トータルコスト	0	12,567	12,567	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金の申請・交付、連絡調整等				
工程表の政策目標 (指標)	各種保育料軽減制度の見直し							

【「鳥取県安心子ども基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

賃貸借物件等により、新たに子ども・子育て支援法における小規模保育事業を実施する場合に、改修費等及び当該改修等に必要な施設の借上げに係る賃借料の助成を行う。

2 主な事業内容

実施主体	待機児童解消加速化プランに参加する市町村（鳥取市）
負担割合	安心子ども基金（県）2/3、市町村1/12、事業者1/4
補助対象	賃貸物件等による小規模保育事業 （鳥取市1カ所、平成27年10月開設予定）
基準額	契約家賃：1事業所当たり 41,000千円 改修費等：1事業所当たり 22,000千円
補正額	補助金 12,567千円  <詳細> 小規模保育A型 契約賃借料 450,000円 改修費 18,401,580円 合計 18,851,580円 … (A) 県補助額 (A) × 2/3 = 12,567千円

3 取組状況

平成27年4月1日現在、県内において6カ所の小規模保育施設が市町村の認可を受けて開設されており、そのうち鳥取市1件、日吉津村2件については、昨年度、本事業により整備を行ったものである。

<県内小規模保育施設一覧（H27.4.1時点）>

名称	定員	所在地	備考（施設整備費補助）
Comodo 園第一保育園	12人	鳥取市末広温泉132	平成26年度実施
ベビーハウス向井	19人	米子市安倍717-1	
小規模保育園すく☆すく	12人	米子市新開6-11-16	
ファーストステージあんじゅ	9人	米子市錦町1-177	
日吉津ベアーズ	19人	日吉津村日吉津84-1	平成26年度実施
パジャちゅうりっぷ保育園	19人	日吉津村日吉津1160-1 （イオンモール日吉津内）	平成26年度実施

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7573）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)地域の結婚・出産・子育て応援事業（地域少子化対策強化交付金）	0	5,270	5,270	5,270				
トータルコスト	0	6,823	6,823	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	補助金業務、委託契約事務、啓発資料作成				
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

我が国の危機的な少子化問題に対応するため、国が交付する「地域少子化対策強化交付金」を財源にして、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した切れ目のない、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う。

2 主な事業内容

平成26年度2月補正により実施している事業に加え、国の2次募集に申請する市町村事業に対する補助を行う。

事業名	事業内容	補正額 (千円)
市町村への間接補助	・地域独自の少子化対策に取り組む市町村に対する補助 (2町)	5,270
合計		5,270

3 これまでの取組状況・改善点

1次募集による県事業の交付決定済額は50,000千円（上限額）、市町村事業の交付決定額は5,466千円であった。この度の2次募集による市町村事業の申請予定額は5,270千円であり、採択された場合、その合計額は60,736千円となる。

<参考> 地域少子化対策強化交付金

危機的な少子化問題に対応するため、結婚、妊娠・出産、子育ての一貫した「切れ目のない支援」を行うことを目的に、地域の実情に応じたニーズに対応する地域独自の先駆的な取組を行う地方公共団体を支援するもの

- ・負担割合 国10/10
- ・補助上限 都道府県50,000千円 市町村10,000千円
- ・対象事業 新規事業、要件に合致した継続事業

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課 (内線: 7868)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																																																
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																																																	
放課後児童クラブ設置促進事業	[債務負担行為] 53,840 534,899	[債務負担行為] 996 37,863	[債務負担行為] 54,836 572,762				[債務負担行為] 996 37,863																																																	
トータルコスト	538,782	37,863	576,645	(補正に係る主な業務内容)																																																				
従事する職員数	0.5人	0.0人	0.5人	補助金交付事務																																																				
工程表の政策目標 (指標)	-																																																							
事業内容の説明																																																								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>放課後児童クラブの運営費及び施設整備助成について、国庫補助単価(基準額)の改定に伴い、基本運営費、障がい児加算の補助、施設整備助成に必要な経費を増額する。 あわせて、4月から新たに学校外で開設された施設の賃借料に対して支援を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 運営費助成</p> <p>ア 放課後児童健全育成事業 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助区分</th> <th>負担割合</th> <th>補正前 A</th> <th>補正額 B</th> <th>計 A+B</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基本運営費</td> <td>国庫補助事業 (155クラブ)</td> <td>415,525</td> <td>38,116</td> <td>453,641</td> </tr> <tr> <td>単県補助事業 (3クラブ)</td> <td>4,863</td> <td>△2,513</td> <td>3,256</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加算</td> <td>障がい児加算</td> <td>10,162</td> <td>453</td> <td>9,709</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>19,461</td> <td>0</td> <td>19,461</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>450,011</td> <td>36,056</td> <td>486,067</td> </tr> </tbody> </table> <p>※単県補助事業の小規模クラブの運営費助成、障がい児加算についても国庫補助単価を準用していることから、補助単価の改定を行う。</p> <p>イ 放課後児童クラブ支援事業 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助区分</th> <th>負担割合</th> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>賃借料の補助(1施設)</td> <td>国、県、市町村1/3</td> <td>0</td> <td>483</td> <td>483</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 施設整備費助成 (単位: 千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補助区分</th> <th>負担割合</th> <th>補正前</th> <th>補正額</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>創設・改築・大規模修繕</td> <td>国1/3、県1/3、市町村1/3</td> <td>71,788</td> <td>1,324</td> <td>73,112</td> </tr> </tbody> </table>									補助区分	負担割合	補正前 A	補正額 B	計 A+B	基本運営費	国庫補助事業 (155クラブ)	415,525	38,116	453,641	単県補助事業 (3クラブ)	4,863	△2,513	3,256	加算	障がい児加算	10,162	453	9,709	その他	19,461	0	19,461	計		450,011	36,056	486,067	補助区分	負担割合	補正前	補正額	計	賃借料の補助(1施設)	国、県、市町村1/3	0	483	483	補助区分	負担割合	補正前	補正額	計	創設・改築・大規模修繕	国1/3、県1/3、市町村1/3	71,788	1,324	73,112
補助区分	負担割合	補正前 A	補正額 B	計 A+B																																																				
基本運営費	国庫補助事業 (155クラブ)	415,525	38,116	453,641																																																				
	単県補助事業 (3クラブ)	4,863	△2,513	3,256																																																				
加算	障がい児加算	10,162	453	9,709																																																				
	その他	19,461	0	19,461																																																				
計		450,011	36,056	486,067																																																				
補助区分	負担割合	補正前	補正額	計																																																				
賃借料の補助(1施設)	国、県、市町村1/3	0	483	483																																																				
補助区分	負担割合	補正前	補正額	計																																																				
創設・改築・大規模修繕	国1/3、県1/3、市町村1/3	71,788	1,324	73,112																																																				

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7570）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 第3子以降保育料無償化事業	0	325,807	325,807	96,214			229,593	
トータルコスト	0	325,807	325,807	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	補助金事務、市町村との連絡調整等				
工程表の政策目標(指標)	各種保育料軽減制度の見直し							
【地域住民生活等緊急支援のための交付金(地方創生先行型)充当事業】								

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

多子世帯(3人以上の子どもがいる世帯)の第3子以降の保育料を無償化し、保護者負担のさらなる軽減を行うことで、子どもを産み育てやすい環境を整備し、出生率及び出生数の向上を促進する。

2 主な事業内容

多子世帯の第3子以降の保育料を無償化する市町村に対して、以下のとおり助成を行う。

区分	内容																		
補助要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3子以降の保育料を完全無償化すること。</li> <li>「中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業(※)」等の県の他の保育料軽減制度との選択制。</li> </ul> ※平成27年度の「中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業」実施市町村7町(若桜町、智頭町、三朝町、大山町、日南町、日野町、江府町)																		
適用時期(事業開始時期)	平成27年9月分の保育料から適用(当年度分の市町村民税額に基づく保育料に切り替わる月)																		
所得制限及び年齢制限	なし(現行の保育料軽減制度と同様)																		
対象施設	公立幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業	新制度に移行しない私立幼稚園(平成27年4月時点:16園)																	
県補助額	国基準保育料の1/2	各施設が定める保育料から、同時在園保育料軽減及び国基準の就園奨励費を控除した額の1/2																	
	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td colspan="2">国基準保育料(補助対象経費)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </table>	国基準保育料(補助対象経費)		市町村	県	1/2	1/2	<table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td colspan="3">各施設が定める保育料</td> </tr> <tr> <td>就園奨励費(国基準の就園奨励費)</td> <td>市町村</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td colspan="3">補助対象経費(各施設が定める保育料-国基準就園奨励費)</td> </tr> </table>	各施設が定める保育料			就園奨励費(国基準の就園奨励費)	市町村	県		1/2	1/2	補助対象経費(各施設が定める保育料-国基準就園奨励費)	
国基準保育料(補助対象経費)																			
市町村	県																		
1/2	1/2																		
各施設が定める保育料																			
就園奨励費(国基準の就園奨励費)	市町村	県																	
	1/2	1/2																	
補助対象経費(各施設が定める保育料-国基準就園奨励費)																			
補助方法	市町村への補助(市町村は、あらかじめ保育料を無償化)	市町村への補助(市町村は、保護者に就園奨励費の上乗せとして、各施設を通じて補助)																	
その他	国基準で無償となる場合は、補助対象外(振替適用は行わない) ※ただし、現行制度で、振替適用されている児童については、経過措置として、本年度に限り国基準額の1/3の軽減措置を継続する。																		
補助額	325,807千円(9月~3月分) 対象児童数(推計):3,364人 ※振替適用の経過措置分については、上記とは別に現行の「多子世帯保育所保育料軽減子育て支援事業」により実施する。																		

3 これまでの取組状況、改善点

- 第3子以降の保育料軽減について、保育所においては、平成6年度より市町村の保育料軽減額に係る補助(国基準の1/3)を開始し、年齢制限の撤廃や振替適用の実施など適宜、内容を拡充して実施している。また、私立幼稚園については、平成12年度より各園の保育料軽減額に係る補助(1/4)を実施している。
- 平成26年度からは、中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施し、人口減少の著しい中山間地域において保育所等の保育料を大幅に軽減することで、出生率の上昇を促すとともに、経済的な理由から子どもを諦めている若い世代の流入と定住を促進し、人口の増加と多子化の実現を図る市町村を支援している。
- これら保育料軽減や医療費助成など各種の子育て支援を実施してきたことで、平成20年に1.43(全国17位)であった合計特殊出生率が、平成25年においては全国7位の1.62まで上昇し、効果が出始めていることから、少子化対策に向けさらなる支援を行っていく。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子育て応援課（内線：7148）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 子育て支援員 研修実施事業	0	9,517	9,517	4,758			4,759	
トータルコスト	0	11,070	11,070	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人	契約、研修計画の立案				

工程表の政策目標(指標) ー

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、保育や子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、全国共通の研修を実施し、保育や子育て支援の担い手となる「子育て支援員」の養成を図る。

※子育て支援員：国で定めた研修を修了し、地域の保育や子育て支援分野の各事業等に従事する上で必要な知識や技術等を取得した者と認められる者

2 主な事業内容

(1) 補正額 9,517千円

(2) 研修実施見込み

実施コース	事業名		受講科目数等
	※かっこ内は子育て支援員の職		
地域保育	地域型保育	小規模保育業(保育従事者)	26科目(基本、共通、専門)
		家庭的保育事業(家庭的保育補助者)	
		事業所内保育事業(保育従事者)	
	一時預かり事業(保育従事者)	26科目(基本、共通、専門)	
	ファミリー・サポート・センター事業(提供会員)		24科目(基本、共通、専門)
放課後児童	放課後児童クラブ(補助員)		14科目(基本、専門)
社会的養護	乳児院・児童養護施設等(補助的職員)		17科目(基本、専門)
地域子育て支援	利用者支援事業基本型(専任職員)		17科目(基本、専門)
	利用者支援事業特定型(専任職員)		13科目(基本、専門)
	地域子育て支援拠点事業(専任職員)		14科目(基本、専門)

注1 基本科目については、全事業共通で8科目実施

注2 地域保育コースの共通科目は、12科目

注3 太枠は、研修修了が従事要件となる事業

3 これまでの取組状況、改善点

子ども・子育て支援新制度において実施される地域型保育やファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の事業については、子どもが健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、地域の実情やニーズに応じて、これらの支援の担い手となる人材を確保することが必要となる。

よって、これらの支援の担い手となる者に必要な知識及び技能等を取得するための研修を国が定める実施要綱に基づき実施することで人材の育成と確保を図る。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

子育て応援課 (内線: 7572)

5目 母子衛生費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
健やかな妊娠・出産のための応援事業 (児童虐待防止緊急対策)	5,797	1,445	7,242				1,445	
トータルコスト	12,424	1,145	13,869	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.6人	0.0人	1.6人	妊娠・出産等の正しい知識の普及啓発等				
工程表の政策目標 (指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

今年5月に県内で発生した乳児の虐待死事案を受けて、再発防止策の一環として、若い世代が、妊娠・出産・子育てについての正しい知識を習得し、親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深める「未来のパパママ育み事業」の出前教室について開催回数を増やすと共に、高校生等の若い世代が乳幼児期の子どもの発達と保育等について学ぶことのできる啓発パンフレットを作成する。

2 主な事業内容

(1) 中学・高校生を対象とする鳥取県助産師会による出前講座の回数を25回から50回に増やす。

(単位: 千円)

区 分	当初予算額	補正額	計
未来のパパママ育み事業	1,495	1,145	2,640

[未来のパパママ育み事業] (一般社団法人 鳥取県助産師会へ委託)

中学・高校生が、妊娠・出産・子育てについての正しい知識を習得することで、将来親となるための自覚と子育てへの関心・理解を深め、将来の望ましいライフプランの作成や子育てに取り組むことができるよう支援するため、助産師が学校に出向き、手作り教材で講義を行ったり、各生徒がライフプランを作成するなどして、将来親になるために備えることを学ぶ。

(例) 胎児心音、産声、妊婦疑似体験、胎児人形、新生児人形だっこ体験他)

(2) 高校生等の若い世代が、特に乳幼児期の子どもの発達と保育について学ぶことのできるパンフレットを作成する。

・補正額 300千円

・啓発教材の内容

(掲載項目)

・乳幼児期の心身の発達と特徴、生活

・親の役割・責任と保育

・子どもの育ちに望ましい環境 等

(サイズ・部数) A3二つ折り、20,000部

3 これまでの取組状況、改善点

未来のパパママ育み事業は、実績等を踏まえて講座の回数を増やしてきたが、今回の虐待死事案を受けて、開催回数を増やすとともに、乳幼児等の特徴についての学習を強化する。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域児童健全育成推進事業	51,488	741	52,229	370			371	
トータルコスト	56,147	741	56,888	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の発生防止、早期発見・対応の推進、里親制度の周知推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
児童家庭支援センター運営事業及び退所児童等アフターケア事業について、国庫補助単価の引き上げに伴い、県の補助金及び委託料の増額分を補正するものである。								
2 主な事業内容								
（単位：千円）								
細事業名	事業内容		当初	補正額	補正後			
施設入所児童交流事業 (単県)	入所児童の交流会への助成		445	0	445			
児童家庭支援センター 運営事業	児童家庭支援センターの運営費助成 (県内3ヵ所)		37,980	507	38,487			
退所児童等アフターケ ア事業	児童養護施設等の退所児童等への 相談・支援		13,063	234	13,297			
合計			51,488	741	52,229			

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課（内線：7149）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	0	29,801	29,801	14,900			14,901	
トータルコスト	0	30,578	30,578	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人					
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の発生防止、早期発見・対応の推進、里親制度の周知推進							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
ファミリーホーム等の新設や小規模グループケアの実施に必要な内部改修・備品購入への助成を行い、施設の小規模化の推進や施設入所児童の生活向上を図る。								
2 主な事業内容								
区分	内容							
実施主体	児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設、ファミリーホーム等							
事業内容	(1) 入所児童の生活環境改善事業 ・小規模グループケア実施のための改修・備品購入 ・児童の生活向上・安全確保のための備品・設備の更新 (2) ファミリーホーム等開設支援事業 ・ファミリーホーム、自立援助ホーム等を新設する際の改修・備品購入							
補助基準額	・児童養護施設、母子生活支援施設等 8,000千円 ・児童家庭支援センター等 1,000千円							
補助対象経費	改修費、備品購入費等							
補助率	10/10							
負担割合	国1/2、県1/2							
補正額	29,801千円 (1) ファミリーホーム新設のための改修(1ヵ所) (2) ファミリーホームの改修・備品購入(2ヵ所) (3) 小規模グループケア実施のための改修・備品購入(1ヵ所)							



平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

青少年・家庭課 (内線: 7149)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童虐待防止広報啓発強化事業(児童虐待防止緊急対策)	2,469	1,000	3,469	500			500	
トータルコスト	4,799	1,000	5,799	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.3人	0.0人	0.3人	委託業務の実施、委託先との連絡調整				
工程表の政策目標(指標)	児童虐待の発生防止、早期発見・対応の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内で発生した乳児の虐待死事案を受けて再発防止策の一環として、県民向けの広報啓発予算の拡充を行うため増額補正するものである。

2 主な事業内容

	啓発内容
当初	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発用リーフレット作成・配布 110,000部</li> <li>配布用啓発物品(街頭キャンペーン配布用ティッシュ) 7,000部</li> <li>横断幕・懸垂幕設置(県内6ヵ所)</li> <li>その他委託業者による独自企画</li> </ul>
補正(追加部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童虐待の未然防止の観点から、父親向けの啓発物品、パンフレット等の作成・配布を行う。</li> </ul>
補正額	1,000千円

3 これまでの取組状況、改善点

関係機関連絡会の開催や児童相談所職員等のスキルアップ研修、児童相談所の体制強化等を通じて児童虐待の発生防止、早期発見・早期対応を推進しているところである。

今回の虐待死事案を受けて、県では、通常の虐待発見スキームで把握が困難な事案について、予防に力点を置いた教育段階での働きかけ、若年親向けの育児プログラムの実施など、市町村・教育委員会と連携し総合的な再発防止策を検討していく。

○当面の再発防止策

【6月補正予算対応】

- ・「未来のパパママ育み事業」の出前講座の拡充(子育て応援課)
- ・父親向けに啓発グッズ、パンフレット等の作成・配布(青少年・家庭課)

【既定経費で対応】

- ・「性教育指導の手引き」の内容の更新・見直しを行い、各学校に配布(教育委員会)
- ・市町村乳児訪問担当保健師への児童虐待未然防止研修の開催
- ・「CSPプログラム(子育て講座)」のトレーナー養成研修を市町村職員に対して実施
- ・母子保健担当保健師向けのリスクアセスメント表の開発

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課 (内線: 7865)

1目 児童福祉総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) NICUからの地域移行支援事業	0	5,996	5,996			(基金繰入金) 5,996		
トータルコスト	0	6,773	6,773	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務				
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

新生児集中治療室又は集中治療室(以下、「NICU等」という。)での医療が終了し、自宅移行に向けての支援を行う場合において、訪問看護師が関わる仕組みを強化し、児童及び保護者が安心して自宅へ帰り、地域で安心安全な生活が送れるよう支援を行う。

2 主な事業内容

実施主体	訪問看護ステーション事業所
負担割合	県10/10
補正額	5,996千円 事業内訳：訪問看護師の派遣に係る費用について助成する。 (1) 入院時支援 ①NICU等から一般病棟への移行支援 1,853千円 ②退院に向けた検討会への参加 837千円 (2) 外泊時支援 外泊訓練への支援 3,306千円

3 これまでの取組状況、改善点

重度障がい児者が地域で安心・安全に生活できるように、保護者等の声を聞きながら、これまでも県単独で様々な事業に取り組んできたが、周産期医療の進展により、在宅での医療ケアが必要な重度の障がい児者が増加してきている。

このような中、多くの家族は在宅生活を望んでいるが、障がい児者の重度化が進むと家族の身体的・精神的負担が大きく、とりわけ、NICU等から在宅生活に移行する際の医療ケアが必要な本人及び保護者・家族の不安や負担はまだまだ大きい。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

子ども発達支援課（内線：7865）

1目 児童福祉総務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
児童発達支援センター利用軽減事業	977	268	1,245				268	
トータルコスト	4,083	268	4,351	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	補助金に係る申請の受付・交付決定等事務				
工程表の政策目標(指標)	医療的ケアの必要な重度障がい児者やその保護者が、安心して豊かに地域で生活するための支援体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

多子世帯（3人以上の子どもがいる世帯）の第3子以降の児童発達支援センター利用料を無償化し、同センターを利用する児童の利用者負担の更なる軽減を行うことで、子どもを生き育てやすい環境を整える。

2 主な事業内容

(1) 概要

多子世帯の第3子以降の児童発達支援センターの利用者負担金を軽減する市町村に対して、その経費の1/2を補助する。

区分	内容
実施主体	市町村
負担割合	県1/2、市町村1/2
補正額	268千円

(2) 軽減対象の施設

県立鳥取療育園、県立中部療育園、県立総合療育センター  
鳥取市立若草学園、米子市立あかしや 等

(3) 適用時期

平成27年9月分の利用料から適用  
(当年度分の市町村民税額に基づくセンター利用料に切り替わる月)

※児童発達支援センター・・・未就学の障がい児を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を実施する施設。

3 これまでの取組状況・改善点

児童発達支援センター利用軽減事業は、保育料の多子軽減制度と均衡を図りながら、運用しており、保育料第3子以降無償化に合わせて、児童発達支援センターに通う場合においても、均衡を図るため、第3子以降の利用者負担を免除するよう制度変更を行う。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

中部療育園（電話：0858-22-7191）

5目 児童福祉施設費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
〈地方機関計上予算〉 中部療育園費	20,178	2,802	22,980				2,802	
トータルコスト	82,298	2,802	85,100	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	8.0人	0.0人	8.0人	負担金支払業務等				
工程表の政策目標（指標）	家庭及び保育所等における療育の推進並びに地域における関係機関と連携した子育て力の向上							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

肢体不自由児等に対し、通園の方法により日常生活動作の訓練・指導等必要な療育（治療・保育）並びに小児科及び整形外科の外来診療等を行うことにより、福祉の増進及び向上を図る。

2 主な事業内容

医療型児童発達支援センターである中部療育園において、圏域の療育ニーズにきめ細かく対応するため、現在、厚生病院から受けている診療援助（小児科医師の派遣）の内容を拡充することに伴い、厚生病院に対して負担する医師人件費を増額する。

項目	当初予算	補正予算後
診療援助（派遣）時間	1週間当たり10時間 （月～金曜日）	1週間当たり1.6時間 （月～金曜日）
派遣を受ける医師の資格等	小児科医師（副医長＝係長級）	脳神経小児科医師（脳神経小児科部長＝課長級） 小児神経専門医
予算額（千円）	4,492	7,294

3 これまでの取組状況、改善点

平成27年1月に副知事、県立病院長及び県立療育機関の長等で構成された「医療・療育連携会議」を発足し、本県の医療と療育が連携を図る上の諸問題を3回にわたり議論した。

この中で、療育に係る長期・将来的な指針として「鳥取県版療育体制の姿」がとりまとめられた。また、当面の具体的な取組として、中部療育園への診療援助（医師派遣）の拡充並びに鳥取・中部療育園及び県立病院との間の医療情報共有の推進等に関する意見が集約された。

平成27年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

1項 公衆衛生費

健康政策課 (内線: 7769)

9目 生活習慣病予防対策費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 検診受診率アップ・健康寿命アップ事業	0	8,616	8,616				8,616	
トータルコスト	0	9,393	9,393	(補正に係る主な業務)				
従事する職員数	0.0人	0.1人	0.1人	・がん検診等の個別受診勧奨の経費の助成 ・健康寿命アップのフォーラム開催等				
工程表の政策目標(指標)	-							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
がん検診、特定健診等の受診率向上対策として個別受診勧奨を行う市町村への支援を行うとともに、県民の健康意識の高揚、地域の健康活動の取り組みのきっかけとするためのフォーラムを開催し、地域に根ざした健康づくり事業を支援することで、県民の健康寿命の延伸につなげようとするものである。								
2 主な事業内容								
(1) がん検診等受診勧奨強化事業								
実施主体	市町村							
対象事業	がん検診、特定健診等の未受診者に対して取り組む先駆的・モデル的な個別受診勧奨に必要な経費							
補助率	1/2 (補助上限: 1,000千円)							
補助要件	がん検診等の未受診者の受診者数が増加する計画を立てること。							
補正額	5,000千円 (1,000千円×5市町村)							
(2) 特定健診かかりつけ医連携受診勧奨強化事業								
事業内容	県内のかかりつけ医と連携し、医師から特定健診未受診者への受診を行うため、ツール(リーフレット)を作成。							
委託先	鳥取県健康対策協議会							
補正額	554千円							
(3) 健康寿命アップフォーラム開催事業								
事業内容	健康づくりで先進的な地域の活動を行う長野県の取組をもとに議論し、本県の健康マイレージの拡充やがん対策の参考とするためのフォーラムを開催する。							
開催(案)	ア 内容 (ア) 基調講演 「長野県における健康寿命延伸への取組」 長野県の取組の歴史や地域における具体的な取組内容を学ぶ。 (イ) 本県における地域活動実践報告 (ウ) パネルディスカッション 長野県の取組や本県の実践状況を踏まえ、今後の地域活動の方向等を議論 イ 開催時期 平成27年9月							
補正額	1,062千円							
(4) 地域の健康寿命アップ促進事業								
実施主体	市町村、地域の健康づくり活動実践団体							
対象事業	地域住民に対する健康づくりの重要性の啓発と、習慣的な健康づくりへの行動変容へと繋げる先駆的・モデル的な取り組みに必要な経費							
補助率	1/2 (市町村)、2/3 (地域の健康づくり活動実践団体)							
補正額	2,000千円 (400千円×5団体)							
3 これまでの取組状況、改善点								
市町村、協会けんぽ等の関係機関とともに、がん検診・特定健診等の周知・PRを行っているほか、各種健康教育事業を行っている。								

平成27年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

4項 医薬費

2目 医務費

医療政策課(内線:7173)

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費(医療施設等設備整備費)	89,555	5,243	94,798	3,086			2,157	
トータルコスト	90,332	5,243	95,575	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	交付申請、交付決定に係る事務等				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「医療施設等設備整備費補助金」及び「医療提供体制推進事業費補助金」(国庫補助制度)を活用し、へき地診療所設備整備及び小児医療施設設備整備を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) へき地診療所設備整備事業</p> <p>無医地区及び無医地区に準じる地区においてへき地診療所として指定された診療所に対し、必要な医療機器の購入費を補助する。</p> <p>事業主体:鳥取市(佐治国保診療所)</p> <p>整備内容:へき地診療所として必要な機器(小型分包器、歯科X線診断装置)の購入</p> <p>補助率:1/2</p> <p>負担割合:国10/10</p> <p>県補助額:929千円</p> <p>(2) 小児医療施設設備整備事業</p> <p>小児疾患、新生児疾患の診断、治療を行う医療施設を設備し、地域における小児医療水準の向上に資するため、小児医療施設として必要な医療機器等の整備に係る費用に対して補助する。</p> <p>事業主体:山陰労災病院</p> <p>整備内容:小児医療施設として必要な医療機器(人工呼吸器、酸素供給装置)の購入</p> <p>補助率:2/3</p> <p>負担割合:国1/2、県1/2</p> <p>県補助額:4,314千円</p>								

## 2目. 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
地域医療対策費（医療施設等施設整備費）	94,221	1,544	95,765	1,544				
トータルコスト	94,998	1,544	96,542	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.1人	0.0人	0.1人	交付申請、交付決定に係る事務等				
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「医療提供体制施設整備交付金」（国庫補助制度）を活用し、各種施設整備事業を実施するとともに、国庫補助制度が廃止されたことに伴う事業中止による減額を行う。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 病児・病後児保育施設施設整備事業</p> <p>病院又は病後保育施設において、保育所への通所中等の病気の児童を一時的に保育するための病児・病後児保育施設の整備費を補助する。</p> <p>事業主体：鳥取医療生活協同組合</p> <p>整備内容：病児・病後児保育施設として必要な施設の整備</p> <p>補助率：1/3</p> <p>負担割合：国10/10</p> <p>補正額：944千円</p> <p>(2) 地域災害拠点病院施設整備事業</p> <p>地域災害拠点病院の災害時における機能維持のための施設整備費を補助する。補助金の算出方法の見直しにより増額要求する。</p> <p>事業主体：鳥取赤十字病院</p> <p>整備内容：受水槽、自家発電装置の整備</p> <p>補助率：1/3</p> <p>負担割合：国10/10</p> <p>補正額：4,741千円</p> <p>(3) がん診療施設整備事業（減額）</p> <p>国庫補助制度が廃止されたことに伴う事業中止により減額する。</p> <p>実施主体：鳥取赤十字病院</p> <p>整備内容：がん診療施設として必要な新築、増改築に要する工事費又は工事請負費</p> <p>補助率：1/3</p> <p>負担割合：国10/10</p> <p>補正額：△4,141千円</p>								

## 2目 医務費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
県立歯科衛生専門学校費	53,793	1,616	55,409				1,616	
トータルコスト	60,005	1,616	61,621	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.8人	0.0人	0.8人	委託契約				
工程表の政策目標（指標）	安心安全な医療提供体制の構築							
<p>事業内容の説明</p> <p>1 事業の目的・概要          県立歯科衛生専門学校の専任教員（教務主任）が平成27年度末で退職することから後任の教員が必要であるが、事前に教員として必要な知識・スキルを学ばせる必要があるため、平成27年度中から臨時的任用講師として採用を行う。</p> <p>2 主な事業内容          平成27年10月から臨時的任用講師（歯科衛生士）を採用する。</p>								



2目 医務費

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考																																																																																					
				国庫支出金	起 債	その他	一般財源																																																																																						
(新) 鳥取県ドクターヘリ導入検討事業	0	915	915				915																																																																																						
トータルコスト	0	915	915	(補正に係る主な業務内容)																																																																																									
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	会議開催																																																																																									
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築																																																																																												
事業内容の説明																																																																																													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>早期医療介入により救命率を向上させるための手段として、ドクターヘリを活用した患者搬送は効果的であり、全国的にも多くの県でドクターヘリが導入されている。</p> <p>本県では、関西広域連合に加盟し公立豊岡病院ドクターヘリを共同運航するとともに、また、島根県ドクターヘリの乗り入れも行われているところである。更なる救急医療体制の高度化を図るため、ドクターヘリ単独導入やドクターカーの運航地域拡大の有効性・必要性等について検討する。</p> <p>2 主な事業内容</p> <p>本県のドクターヘリ導入等に関する検討会を開催する（3回程度）。</p> <p>○協議内容（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥取県の救急医療体制について</li> <li>・ドクターヘリ等の有効性・必要性等について</li> </ul> <p>○参集範囲（案）（20名程度）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救急病院</li> <li>・県医師会、各地区医師会</li> <li>・鳥取県看護協会</li> <li>・各消防局</li> <li>・市長会</li> <li>・町村会</li> <li>・住民代表</li> <li>・HEM-Net（特定非営利活動法人救急ヘリ病院ネットワーク）</li> </ul> <p>○事業費 915千円〔内訳〕 謝金：534千円、旅費：381千円〕</p> <p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>鳥取県地域医療再生基金事業「ドクターヘリコプター等運航事業」（H27当初予算額15,873千円）により重層的な3次救急医療体制を構築しており、救命率の向上及び後遺症の軽減に寄与している。</p> <p>(1) 公立豊岡病院ドクターヘリ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運航開始 H22.4.17</li> <li>○運航範囲 県全域</li> <li>○出動件数（離陸後キャンセルを含む）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要請区分</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>847</td> <td>1,254</td> <td>1,282</td> <td>1,422</td> <td>1,570</td> <td>6,375</td> </tr> <tr> <td>うち鳥取県</td> <td>33</td> <td>35</td> <td>54</td> <td>73</td> <td>66</td> <td>261</td> </tr> <tr> <td>うち うち東部消防局</td> <td>22</td> <td>28</td> <td>45</td> <td>65</td> <td>62</td> <td>222</td> </tr> <tr> <td>うち うち中部消防局</td> <td>6</td> <td></td> <td>4</td> <td>5</td> <td>1</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>うち うち西部消防局</td> <td>1</td> <td>6</td> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>うち うち医療機関</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 H22年度の算定期間はH22.4.17～H23.3.31。</p> <p>(2) 島根県ドクターヘリ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運航開始 H25.5.27</li> <li>○運航範囲 県中・西部</li> <li>○出動件数（離陸後キャンセルを含む）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要請区分</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>725</td> <td>737</td> <td>1,462</td> </tr> <tr> <td>うち鳥取県</td> <td>6</td> <td>9</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>うち うち中部消防局</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>うち うち西部消防局</td> <td>6</td> <td>8</td> <td>14</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 H25年度の算定期間はH25.5.27～H26.3.31。</p> <p>(3) 鳥取大学医学部附属病院ドクターカー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○運行開始 H25.5.7</li> <li>○運行範囲 西部消防局・安来市消防本部管内</li> <li>○出動件数（出動後キャンセルを含む）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>要請区分</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全体</td> <td>34</td> <td>115</td> <td>149</td> </tr> <tr> <td>うち うち西部消防局</td> <td>33</td> <td>98</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>うち うち安来市消防本部</td> <td>1</td> <td>17</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 H25年度の算定期間はH25.5.7～H26.3.31。</p> <p>※4 H25は週3日運行、H26は週5日運行</p>									要請区分	H22	H23	H24	H25	H26	計	全体	847	1,254	1,282	1,422	1,570	6,375	うち鳥取県	33	35	54	73	66	261	うち うち東部消防局	22	28	45	65	62	222	うち うち中部消防局	6		4	5	1	16	うち うち西部消防局	1	6	4		1	12	うち うち医療機関	4	1	1	3	2	11	要請区分	H25	H26	計	全体	725	737	1,462	うち鳥取県	6	9	15	うち うち中部消防局		1	1	うち うち西部消防局	6	8	14	要請区分	H25	H26	計	全体	34	115	149	うち うち西部消防局	33	98	131	うち うち安来市消防本部	1	17	18
要請区分	H22	H23	H24	H25	H26	計																																																																																							
全体	847	1,254	1,282	1,422	1,570	6,375																																																																																							
うち鳥取県	33	35	54	73	66	261																																																																																							
うち うち東部消防局	22	28	45	65	62	222																																																																																							
うち うち中部消防局	6		4	5	1	16																																																																																							
うち うち西部消防局	1	6	4		1	12																																																																																							
うち うち医療機関	4	1	1	3	2	11																																																																																							
要請区分	H25	H26	計																																																																																										
全体	725	737	1,462																																																																																										
うち鳥取県	6	9	15																																																																																										
うち うち中部消防局		1	1																																																																																										
うち うち西部消防局	6	8	14																																																																																										
要請区分	H25	H26	計																																																																																										
全体	34	115	149																																																																																										
うち うち西部消防局	33	98	131																																																																																										
うち うち安来市消防本部	1	17	18																																																																																										

2目 医務費

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 地域医療ビジョン策定事業	0	1,442	1,442				1,442	
トータルコスト	0	1,442	1,442	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人	会議開催				
工程表の政策目標(指標)	安心安全な医療提供体制の構築							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題となっていることから、二次保健医療圏ごとの各医療機能の将来の必要量や医療提供体制のあり方など、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療ビジョンを策定する。

2 主な事業内容

各保健医療圏に設置されている地域保健医療協議会を活用して地域医療ビジョン策定のための関係者との協議を行う。

- 全体会(各地区で2回程度)：865千円
- 専門部会(各地区で2回程度)：577千円

<地域保健医療協議会について>

※鳥取県保健医療計画の推進に関して協議を行うため、各保健医療圏域に設置されている協議会。  
※全体会・専門部会で構成されており、いずれの圏域においても、それぞれの会が毎年1～2回程度開催されている。

[地域保健医療協議会の構成(3圏域で概ね同じ内容)]

区分	委員数	構成団体等
全体会(総括)	10～20人程度	地区医師会、地区歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県病院協会、学識経験者、市町村、医療サービス受給者(老人クラブなど) など
専門部会	10～15人程度	地区医師会、地区歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、病院 など
健康づくり部会(健康増進、疾病予防等)	10～15人程度	地区医師会、地区歯科医師会、保健師、栄養士会 など
へき地・救急医療部会(へき地、救急、災害医療)	10～20人程度	地区医師会、地区歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、病院、市町村 など

(参考) 地域医療ビジョンの内容

1. 2025年の医療需要：入院・外来別・疾患別患者数 等
2. 2025年に目指すべき医療提供体制：二次保健医療圏(在宅医療・地域包括ケアについては市町村)ごとの医療機能別の病床の必要量
3. 目指すべき医療提供体制を実現するための施策  
例) 医療機能の分化・連携等を進めるための施設設備整備、医療従事者の確保・養成等

<医療機能の区分>

高度急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	○急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	○急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能
慢性期機能	○長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○長期にわたり療養が必要な重度の障がい者(重度の意識障がい者を含む)、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年4月に鳥取県保健医療計画を見直し、がんや脳卒中などの主要疾病、救急・災害医療、へき地医療、在宅医療などに関する取組を進め、県内の医療提供体制の整備、充実に努めている。

## 3目 保健師等指導管理費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫 支出金	起債	その他	一般財源	
看護職員等充足対策費	債務負担行為 0 594,422	債務負担行為 604,056 42,169	債務負担行為 604,056 636,591	0	0	0	債務負担行為 604,056 42,169	
トータルコスト	605,293	42,169	647,462	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.4人	0.0人	1.4人	看護職員修学資金貸付事務				
工程表の政策目標（指標）	看護職員数の増（目標値：5,724人（平成27年末））							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
県内に就業する看護職員の確保のため、各養成施設等に在学している学生に対して修学上必要な資金の貸付を行う。								
2 主な事業内容								
看護職員修学資金貸付の申請者数が当初の予定を上回ったことに伴う増額補正								
	当初予算	申請者数	増加数					
新規貸付	346人	428人	82人					
	当初予算額	所要額	補正額					
貸付金額※	409,896千円	452,065千円	42,169千円					
※新規及び継続分								
【貸付金の概要】								
○貸付額（月額）								
	国立・公立	私立						
看護系大学	48,000円	61,000円						
看護系短期大学	32,000円	36,000円						
保健師・助産師・看護 師養成所	32,000円	36,000円						
看護系5年一貫校	32,000円	36,000円						
准看護師養成所	15,000円	21,000円						
○返還免除 鳥取県内の施設において、看護職員の業務に引き続き5年間従事したとき （200床以上の病院に就業した場合は半額免除）								
3 これまでの取組状況、改善点								
県内に就業する看護職員の確保のため、県内外を問わず各養成施設等に在学し、免許取得後、県内で就業する意思のある学生に対し修学上必要な資金の貸付けを行っている。								
看護職員修学資金貸与者については、平成25年度の看護職員養成所卒業生で就業した者の県内就職率は約9割となっている。								

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

款項目 節		2款 総務費								
					うち福祉保健部					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	1項 総務管理費		
補正前	補正額							補正後		
1	報酬	507,921		507,921	733		733			
2	給料	2,900,796	△ 5,548	2,895,248						
3	職員手当等	4,800,703	△ 2,212	4,798,491						
4	共済費	1,098,660	△ 1,964	1,096,696						
5	災害補償費	500		500						
6	恩給及び退職年金	21,787		21,787						
7	賃金	35,262		35,262						
8	報償費	280,565	378	280,943	458		458			
9	旅費	244,053	487	244,540	908		908			
	費用弁償	26,384		26,384	206		206			
	普通旅費	175,762	27	175,789	335		335			
	特別旅費	41,907	460	42,367	367		367			
10	交際費	3,600		3,600						
11	需用費	552,756	357	553,113	687		687			
12	役務費	581,707	442	582,149	70		70			
13	委託料	4,974,235	91,750	5,065,985	162		162			
14	使用料及び賃借料	630,027	120	630,147	60		60			
15	工事請負費	1,194,987	165,844	1,360,831						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	236,628		236,628						
19	負担金、補助及び交付金	7,973,790	146,938	8,120,728	584,752	2,289	587,041	573,473	2,289	575,762
20	扶助費									
21	貸付金									
22	補償、補填及び賠償金	2,000		2,000						
23	償還金、利子及び割引料	186,000		186,000	148,000		148,000	148,000		148,000
24	投資及び出資金									
25	積立金	134,053		134,053						
26	寄附金									
27	公課費	267		267						
28	繰出金									
	予備費									
	計	26,360,297	396,592	26,756,889	735,830	2,289	738,119	721,473	2,289	723,762
財源内訳	国庫支出金	1,909,555	87,755	1,997,310	127,911		127,911	127,911		127,911
	地方債	479,000	154,000	633,000						
	その他	2,621,759	23,565	2,645,324						
	一般財源	21,349,983	131,272	21,481,255	607,919	2,289	610,208	593,562	2,289	595,851

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	2款 総務費			3款 民生費					
		うち福祉保健部			補正前	補正額	補正後	うち福祉保健部		
		1項 総務管理費						補正前	補正額	補正後
		8目 私立学校振興費								
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬			399,004	695	399,699	381,705	695	382,400	
2	給料			1,553,580		1,553,580	1,490,697		1,490,697	
3	職員手当等			887,228		887,228	855,149		855,149	
4	共済費			588,627	305	588,932	564,265		564,265	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金			2,169	1,891	4,060	2,169		2,169	
8	報償費			58,134	689	58,823	48,000	240	48,240	
9	旅費			65,797	2,347	68,144	55,268	1,555	56,823	
	費用弁償			9,652	239	9,891	7,812	239	8,051	
	普通旅費			37,846	401	38,247	33,985	37	34,022	
	特別旅費			18,299	1,707	20,006	13,471	1,279	14,750	
10	交際費									
11	需用費			187,809	3,073	190,882	179,169	2,903	182,072	
12	役務費			91,315	448	91,763	83,423	448	83,871	
13	委託料			3,008,144	103,701	3,111,845	2,891,113	89,998	2,981,111	
14	使用料及び賃借料			68,150	2,935	71,085	63,569	2,905	66,474	
15	工事請負費			68,163	42,198	110,361	68,163	42,198	110,361	
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費			42,160	333	42,493	42,140	333	42,473	
19	負担金、補助及び交付金	573,473	2,289	575,762	32,871,795	647,619	33,519,414	32,516,103	646,134	33,162,237
20	扶助費			1,757,265		1,757,265	1,755,465		1,755,465	
21	貸付金			38,302		38,302	38,102		38,102	
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料			12,996	1,973,713	1,986,709	12,996	1,973,713	1,986,709	
24	投資及び出資金									
25	積立金			243,333	180,620	423,953	243,272	180,620	423,892	
26	寄附金			1,250		1,250	1,250		1,250	
27	公課費			83		83	83		83	
28	繰出金			1,435		1,435	1,435		1,435	
	予備費									
	計	573,473	2,289	575,762	41,946,739	2,960,567	44,907,306	41,293,536	2,941,742	44,235,278
財源内訳	国庫支出金	127,911		127,911	3,139,468	275,936	3,415,404	2,915,153	262,650	3,177,803
	地方債									
	その他				3,064,032	2,205,255	5,269,287	3,063,908	2,205,027	5,268,935
	一般財源	445,562	2,289	447,851	35,743,239	479,376	36,222,615	35,314,475	474,065	35,788,540

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		補正前	補正額	補正後	1目 社会福祉総務費			4目 老人福祉費		
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	178,033	695	178,728	116,700	445	117,145	13,871	250	14,121
2	給料	362,502		362,502	362,502		362,502			
3	職員手当等	185,375		185,375	185,375		185,375			
4	共済費	141,041		141,041	132,022		132,022	2,006		2,006
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	1,881		1,881						
8	報償費	12,902	192	13,094	958		958	3,404	72	3,476
9	旅費	31,646	1,487	33,133	6,862	305	7,167	8,578	249	8,827
	費用弁償	4,611	239	4,850	1,353	150	1,503	596	89	685
	普通旅費	15,926	37	15,963	4,670		4,670	3,105		3,105
	特別旅費	11,109	1,211	12,320	839	155	994	4,877	160	5,037
10	交際費									
11	需用費	47,493	2,903	50,396	21,995		21,995	5,675		5,675
12	役務費	27,660	448	28,108	7,376		7,376	5,055		5,055
13	委託料	641,840	79,247	721,087	136,297	2,314	138,611	88,685	16,407	105,092
14	使用料及び賃借料	29,281	2,905	32,186	8,707		8,707	4,523		4,523
15	工事請負費	38,398	42,198	80,596	38,398		38,398			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	1,770	333	2,103				1,303		1,303
19	負担金、補助及び交付金	27,774,622	215,264	27,989,886	481,495	570	482,065	16,847,025	191,806	17,038,831
20	扶助費	1,098,105		1,098,105	1,530		1,530			
21	貸付金	1,862		1,862	1,862		1,862			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	12,996	1,973,713	1,986,709		1,973,713	1,973,713	12,936		12,936
24	投資及び出資金									
25	積立金	240,940	180,620	421,560	1,610		1,610	219,213	180,620	399,833
26	寄附金	50		50						
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	30,828,397	2,500,005	33,328,402	1,503,689	1,977,347	3,481,036	17,212,274	389,404	17,601,678
財源内訳	国庫支出金	1,186,515	140,638	1,327,153	91,928	△ 1,592	90,336	119,885	106,963	226,848
	地方債									
	その他	2,000,816	2,185,795	4,186,611	46,622	1,989,645	2,036,267	1,660,417	181,684	1,842,101
	一般財源	27,641,066	173,572	27,814,638	1,365,139	△ 10,706	1,354,433	15,431,972	100,757	15,532,729

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		1項 社会福祉費								
		8目 特別医療費助成事業費			10目 老人福祉施設費			12目 障がい者自立支援事業費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1.	報酬						23,931		23,931	
2.	給料									
3.	職員手当等									
4.	共済費						3,474		3,474	
5.	災害補償費									
6.	恩給及び退職年金									
7.	賃金									
8.	報償費						3,170	120	3,290	
9.	旅費	50		50			10,439	933	11,372	
	費用弁償						1,851		1,851	
	普通旅費	50		50			5,209	37	5,246	
	特別旅費						3,379	896	4,275	
10.	交際費									
11.	需用費	610		610			15,276	2,903	18,179	
12.	役務費	150		150			10,234	448	10,682	
13.	委託料				3,075		369,169	60,526	429,695	
14.	使用料及び賃借料	150		150			10,245	2,905	13,150	
15.	工事請負費					42,198	42,198			
16.	原材料費									
17.	公有財産購入費									
18.	備品購入費				324	333	657	30	30	
19.	負担金、補助及び交付金	1,555,392	11,351	1,566,743	4,765		4,765	3,819,487	11,537	3,831,024
20.	扶助費							1,095,031		1,095,031
21.	貸付金									
22.	補償、補填及び賠償金									
23.	償還金、利子及び割引料				60		60			
24.	投資及び出資金									
25.	積立金							3	3	
26.	寄附金									
27.	公課費									
28.	繰出金									
	予備費									
	計	1,556,352	11,351	1,567,703	8,224	42,531	50,755	5,360,489	79,372	5,439,861
財源内訳	国庫支出金							948,344	35,267	983,611
	地方債									
	その他							253,837	14,466	268,303
	一般財源	1,556,352	11,351	1,567,703	8,224	42,531	50,755	4,158,308	29,639	4,187,947

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費								
		うち福祉保健部								
		2項 児童福祉費								
		補正前	補正額	補正後	1目 児童福祉総務費			5目 児童福祉施設費		
補正前	補正額				補正後	補正前	補正額	補正後		
1	報酬	191,379		191,379	77,952		77,952	95,646		95,646
2	給料	1,069,011		1,069,011	1,069,011		1,069,011			
3	職員手当等	639,466		639,466	639,466		639,466			
4	共済費	400,887		400,887	386,892		386,892	11,904		11,904
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	288		288				288		288
8	報償費	34,688		34,688	9,146		9,146	18,827		18,827
9	旅費	21,042		21,042	10,493		10,493	9,545		9,545
	費用弁償	2,606		2,606	1,466		1,466	815		815
	普通旅費	16,224		16,224	7,617		7,617	8,038		8,038
	特別旅費	2,212		2,212	1,410		1,410	692		692
10	交際費									
11	需用費	125,815		125,815	17,861		17,861	107,226		107,226
12	役務費	53,020		53,020	13,465		13,465	17,143		17,143
13	委託料	2,186,815	10,751	2,197,566	214,255	10,751	225,006	232,468		232,468
14	使用料及び賃借料	33,083		33,083	9,486		9,486	23,007		23,007
15	工事請負費	29,765		29,765	29,765		29,765			
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	40,370		40,370	2,409		2,409	37,961		37,961
19	負担金、補助及び交付金	4,516,142	429,420	4,945,562	2,737,279	426,618	3,163,897	6,531	2,802	9,333
20	扶助費	313,633		313,633	1,226		1,226	8,230		8,230
21	貸付金	36,240		36,240	36,240		36,240			
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金	1,969		1,969	1,969		1,969			
26	寄附金									
27	公課費	83		83				83		83
28	繰出金	1,435		1,435						
	予備費									
	計	9,695,131	440,171	10,135,302	5,256,915	437,369	5,694,284	568,859	2,802	571,661
財源内訳	国庫支出金	1,438,734	122,012	1,560,746	378,397	122,012	500,409	15,367		15,367
	地方債									
	その他	1,036,894	19,232	1,056,126	430,648	19,232	449,880	461,977		461,977
	一般財源	7,219,503	298,927	7,518,430	4,447,870	296,125	4,743,995	91,515	2,802	94,317



平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	3款 民生費						4款 衛生費		
		うち福祉保健部						補正前	補正額	補正後
		3項 生活保護費								
		補正前	補正額	補正後	1目 生活保護総務費					
補正前	補正額				補正後					
1	報酬	12,293		12,293	12,293		12,293	150,648	1,620	152,268
2	給料	59,184		59,184	59,184		59,184	1,472,202		1,472,202
3	職員手当等	30,308		30,308	30,308		30,308	821,341		821,341
4	共済費	22,337		22,337	22,337		22,337	542,760		542,760
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金							12,419		12,419
8	報償費	410	48	458	410	48	458	-52,153	1,366	53,519
9	旅費	2,500	68	2,568	2,500	68	2,568	72,367	1,599	73,966
	費用弁償	595		595	595		595	7,862	998	8,860
	普通旅費	1,755		1,755	1,755		1,755	36,824		36,824
	特別旅費	150	68	218	150	68	218	27,681	601	28,282
10	交際費									
11	需用費	5,761		5,761	5,761		5,761	187,556		187,556
12	役務費	2,643		2,643	2,643		2,643	69,840		69,840
13	委託料	62,458		62,458	62,200		62,200	1,067,586	44,121	1,111,707
14	使用料及び賃借料	1,165		1,165	1,165		1,165	84,545	486	85,031
15	工事請負費							125,118	43,392	168,510
16	原材料費							700	82,862	83,562
17	公有財産購入費									
18	備品購入費							20,138	5,514	25,652
19	負担金、補助及び交付金	225,339	1,450	226,789	22,619	1,450	24,069	5,958,505	44,885	6,003,390
20	扶助費	341,377		341,377				1,490,312		1,490,312
21	貸付金							942,620	93,597	1,036,217
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料							24,358		24,358
24	投資及び出資金								50,000	50,000
25	積立金							354,296		354,296
26	寄附金							36,200		36,200
27	公課費							57		57
28	繰出金									
	予備費									
	計	765,775	1,566	767,341	221,420	1,566	222,986	13,485,721	369,442	13,855,163
財源内訳	国庫支出金	289,904		289,904	55,347		55,347	1,708,468	162,293	1,870,761
	地方債							23,000		23,000
	その他	24,660		24,660	22,660		22,660	2,444,961	101,428	2,546,389
	一般財源	451,211	1,566	452,777	143,413	1,566	144,979	9,309,292	105,721	9,415,013

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費						4目 精神衛生費		
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1	報酬	87,116	1,442	88,558	47,121	47,121	5,266		5,266	
2	給料	728,703		728,703	136,863	136,863				
3	職員手当等	434,453		434,453	77,937	77,937				
4	共済費	270,136		270,136	55,928	55,928	347		347	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	12,419		12,419	12,384	12,384				
8	報償費	33,138	766	33,904	13,288	232	13,520	1,496	1,496	
9	旅費	41,911	601	42,512	18,190	220	18,410	2,920	2,920	
	費用弁償	4,642		4,642	2,709	2,709	709		709	
	普通旅費	19,031		19,031	7,466	7,466	1,423		1,423	
	特別旅費	18,238	601	18,839	8,015	220	8,235	788	788	
10	交際費									
11	需用費	79,355		79,355	32,910	32,910	3,576		3,576	
12	役務費	35,851		35,851	16,659	16,659	1,962		1,962	
13	委託料	486,485	5,661	492,146	285,863	4,045	289,708	88,311	1,436	89,747
14	使用料及び賃借料	38,270		38,270	11,498	11,498	1,024		1,024	
15	工事請負費	13,013		13,013						
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費	6,386		6,386						
19	負担金、補助及び交付金	5,266,390	13,787	5,280,177	401,570	7,000	408,570	4,819	4,819	
20	扶助費	1,490,312		1,490,312	1,490,192	1,490,192	18,546		18,546	
21	貸付金	870,720	42,169	912,889						
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料	24,358		24,358	24,358	24,358				
24	投資及び出資金									
25	積立金	344,551		344,551	76	76				
26	寄附金	30,500		30,500						
27	公課費	50		50						
28	繰出金									
	予備費									
	計	10,294,117	64,426	10,358,543	2,624,637	11,497	2,636,134	128,267	1,436	129,703
財源内訳	国庫支出金	1,490,699	△ 1,554	1,489,145	1,063,439	△ 6,184	1,057,255	51,645	△ 6,184	45,461
	地方債	23,000		23,000	12,000		12,000			
	その他	2,221,923		2,221,923	36,869		36,869	2,011		2,011
	一般財源	6,558,495	65,980	6,624,475	1,512,329	17,681	1,530,010	74,611	7,620	82,231

補正予算歳入歳出事項別明細書（福祉保健部）

（単位：千円）

節	款項目	4款 衛生費								
		うち福祉保健部								
		1項 公衆衛生費						4項 医薬費		
		5目 母子衛生費			9目 生活習慣病予防対策費			補正前	補正額	補正後
補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後					
1	報酬				13,741		13,741	35,823	1,442	37,265
2	給料							277,425		277,425
3	職員手当等							184,543		184,543
4	共済費				2,101		2,101	102,251		102,251
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金				2,352		2,352	35		35
8	報償費	474		474	3,363	232	3,595	19,658	534	20,192
9	旅費	1,172		1,172	3,231	220	3,451	21,343	381	21,724
	費用弁償				1,121		1,121	1,825		1,825
	普通旅費	774		774	818		818	9,317		9,317
	特別旅費	398		398	1,292	220	1,512	10,201	381	10,582
10	交際費									
11	需用費	367		367	9,051		9,051	34,380		34,380
12	役務費	1,581		1,581	2,084		2,084	12,608		12,608
13	委託料	25,843	1,445	27,288	66,187	1,164	67,351	185,755	1,616	187,371
14	使用料及び賃借料	325		325	1,822		1,822	16,891		16,891
15	工事請負費									
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費							6,341		6,341
19	負担金、補助及び交付金	6,580		6,580	219,199	7,000	226,199	4,864,438	6,787	4,871,225
20	扶助費	156,788		156,788	218,894		218,894	120		120
21	貸付金							870,720	42,169	912,889
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料									
24	投資及び出資金									
25	積立金							344,475		344,475
26	寄附金							30,500		30,500
27	公課費									
28	繰出金									
	予備費									
	計	193,130	1,445	194,575	542,025	8,616	550,641	7,007,306	52,929	7,060,235
財源内訳	国庫支出金	69,329		69,329	218,911		218,911	427,260	4,630	431,890
	地方債				12,000		12,000			
	その他				706		706	2,185,037		2,185,037
	一般財源	123,801	1,445	125,246	310,408	8,616	319,024	4,395,009	48,299	4,443,308

平成27年度 一般会計補正予算歳入歳出事項別明細書 (福祉保健部)

(単位：千円)

節	款項目	4款 衛生費						福祉保健部 合計		
		うち福祉保健部								
		4項 医薬費						補正前	補正額	補正後
		2目 医務費			3目 保健師等指導管理費					
		補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1	報酬	4,768	1,442	6,210	8,151	8,151	469,554	2,137	471,691	
2	給料						2,219,400		2,219,400	
3	職員手当等						1,289,602		1,289,602	
4	共済費	126		126	1,280	1,280	834,401		834,401	
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	賃金	35		35			14,588		14,588	
8	報償費	2,874	534	3,408	708	708	81,596	1,006	82,602	
9	旅費	10,269	381	10,650	1,524	1,524	98,087	2,156	100,243	
	費用弁償	795		795	34	34	12,660	239	12,899	
	普通旅費	2,736		2,736	492	492	53,351	37	53,388	
	特別旅費	6,738	381	7,119	998	998	32,076	1,880	33,956	
10	交際費									
11	需用費	8,743		8,743	565	565	259,211	2,903	262,114	
12	役務費	5,604		5,604	339	339	119,344	448	119,792	
13	委託料	141,050	1,616	142,666	26,629	26,629	3,377,760	95,659	3,473,419	
14	使用料及び賃借料	7,970		7,970	327	327	101,899	2,905	104,804	
15	工事請負費						81,176	42,198	123,374	
16	原材料費									
17	公有財産購入費									
18	備品購入費				15	15	48,526	333	48,859	
19	負担金、補助及び交付金	2,138,503	6,787	2,145,290	217,401	217,401	38,367,245	662,210	39,029,455	
20	扶助費						3,245,777		3,245,777	
21	貸付金	295,920		295,920	574,800	42,169	616,969	908,822	42,169	950,991
22	補償、補填及び賠償金									
23	償還金、利子及び割引料						185,354	1,973,713	2,159,067	
24	投資及び出資金									
25	積立金	344,475		344,475			587,823	180,620	768,443	
26	寄附金	30,500		30,500			31,750		31,750	
27	公課費						133		133	
28	繰出金						-1,435		1,435	
	予備費									
	計	2,990,837	10,760	3,001,597	831,739	42,169	873,908	52,323,483	3,008,457	55,331,940
財源内訳	国庫支出金	418,882	4,630	423,512	1,977		1,977	4,533,763	261,096	4,794,859
	地方債							23,000		23,000
	その他	2,108,448		2,108,448	22,363		22,363	5,285,831	2,205,027	7,490,858
	一般財源	463,507	6,130	469,637	807,399	42,169	849,568	42,480,889	542,334	43,023,223

節 の 明 細

項	目	金額 (千円) 等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
8 目 私立学校振興費		
負担金、補助及び交付金	私立高等学校等大規模修繕等促進事業補助金	900
	私立幼保連携認定こども園大規模修繕事業補助金	1,389
3 款 民生費		
1 項 社会福祉費		
1 目 社会福祉総務費		
報酬	介護人材確保対策協議会	10人
負担金、補助及び交付金	県立福祉人材研修センター基金造成補助事業補助金	570
償還金、利子及び割引料	鳥取県緊急雇用創出事業臨時特例基金返還金	7,230
	鳥取県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金返還金	1,966,483
4 目 老人福祉費		
報酬	新たなシルバービジネス企画検討委員会	7人
負担金、補助及び交付金	地域支援事業交付金	47,900
	鳥取ふれあい共生ホーム整備事業補助金	3,000
	わが町買い物不便解消モデル事業補助金	3,000
	ことぶき起業支援事業補助金	1,600
	あなたの生涯現役を応援します事業補助金	1,170
	日本認知症ワーキンググループ会議in鳥取補助金	2,000
	鳥取県地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保)補助金	27,260
	鳥取県地域医療介護総合確保基金(施設整備)補助金	105,876
積立金	鳥取県地域医療介護総合確保基金積立金	180,620
8 目 特別医療費助成事業費		
負担金、補助及び交付金	特別医療費(小児)助成事業費補助金	11,351
1 2 目 障がい者自立支援事業費		
負担金、補助及び交付金	水福連携モデルエリア運営事業補助金	11,287
	情報アクセシビリティ・フォーラム2015鳥取県ブース設置負担金	250
2 項 児童福祉費		
1 目 児童福祉総務費		
負担金、補助及び交付金	保育所緊急整備事業補助金	669
	鳥取県子ども・子育て支援交付金(放課後児童健全育成事業)	36,539
	鳥取県子ども・子育て支援整備交付金	1,324
	鳥取県中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業費補助金	7,870
	鳥取県地域少子化対策強化交付金	5,270
	第3子以降保育料無償化事業補助金	325,807
	小規模保育設置促進事業補助金	12,567
	児童家庭支援センター運営事業費補助金	507
	児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	29,801

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
	負担金、補助及び交付金	NICUからの地域支援事業補助金 5,996
		鳥取県児童発達支援センター利用者負担金軽減事業費補助金 268
5目 児童福祉施設費		
	負担金、補助及び交付金	県立厚生病院医師負担金 2,802
3項 生活保護費		
1目 生活保護総務費		
	負担金、補助及び交付金	生活困窮者等の世帯の児童に対する学習支援充実及び推進強化事業費補助金 1,450
4款 衛生費		
1項 公衆衛生費		
9目 生活習慣病予防対策費		
	負担金、補助及び交付金	がん検診等受診勧奨強化事業補助金 5,000
		地域の健康寿命アップ促進事業補助金 2,000
4項 医薬費		
2目 医務費		
報酬		鳥取県東部保健医療圏地域保健医療協議会委員 43人
		鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会委員 43人
		鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会委員 45人
負担金、補助及び交付金		医療施設等設備整備費補助金 (へき地診療所設備整備事業補助金) 929
		医療施設等設備整備費補助金 (小児医療施設整備整備事業) 4,314
		病児・病後児保育施設設備整備事業補助金 944
		地域災害拠点病院施設整備事業補助金 4,741
		がん診療施設整備事業補助金 ▲ 4,141
3目 保健師等指導管理費		
貸付金		看護職員等修学資金貸付金 42,169

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事項	限度額 千円	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期間	金額 千円	期間	金額 千円	国庫支出金 千円	特定財源 地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円
平成27年度 看護学生等修学資金 貸付金	604,056 千円			平成28年度から 平成31年度まで	604,056 千円				604,056 千円

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

変更分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源 地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円	
	千円									
	53,840			平成28年度	53,840	26,920				26,920
平成27年度 放課後児童クラブ 整備費補助	996			平成28年度	996					996
	54,836			平成28年度	54,836	26,920				27,916



<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県居宅介護サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由              指定通所介護事業者がその設備を利用して利用者を宿泊させる場合は、知事に届出を要することとする等、居宅サービス事業及び介護予防サービス事業の基準を改める。</p> <p>2 概要              (1) 指定通所介護事業者が、その設備を利用して利用者を宿泊させる場合は、知事に届け出なければならない。              (2) 介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に係る基準を廃止する等、所要の規定の整備を行う。              (3) 施行期日等              ア 施行期日は、公布日とする。              イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（平成24年鳥取県条例第76号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訪問看護は、訪問看護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、<u>心身機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上</u>を目指すものでなければならない。</p> <p>(4) 訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(7) 通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう<u>生活機能の維持又は向上を目指し</u>、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。</p>	<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第4条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 指定居宅サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定居宅サービスの事業を行わなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 訪問看護は、訪問看護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものでなければならない。</p> <p>(4) 訪問リハビリテーションは、訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</p> <p>(7) 通所リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図るものでなければならない。</p>

(8)～(14) 略

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 略

2・3 略

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略

- (5) 略
- (6) 略
- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略

別表(第5条、第7条関係)

1 訪問介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると

(8)～(14) 略

(指定介護予防サービスの事業の一般原則)

第6条 略

2・3 略

4 指定介護予防サービス事業者は、次の基本方針に基づき、指定介護予防サービスの事業を行わなければならない。

(1) 介護予防訪問介護は、訪問介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略

(6) 介護予防通所介護は、通所介護計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

- (7) 略
- (8) 略
- (9) 略
- (10) 略
- (11) 略
- (12) 略
- (13) 略
- (14) 略

別表(第5条、第7条関係)

1 訪問介護又は介護予防訪問介護

区分	基準
略	
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると

	<p>認めた場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
訪問介護計画	<p>1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、居宅サービス計画の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者<sup>に</sup>その情報を提供すること。</p> <p>2～5 略</p>
略	
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者<sup>に</sup>提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者<sup>に</sup>連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3～6 略</p>

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。

	<p>認めた場合は、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「支援事業者」という。）への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
訪問介護計画	<p>1 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえ、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「サービス計画」という。）の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者<sup>に</sup>その情報を提供すること。</p> <p>2～5 略</p>
略	
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を支援事業者等<sup>に</sup>提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び支援事業者<sup>に</sup>連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3～6 略</p>

2 訪問入浴介護又は介護予防訪問入浴介護

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。

	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>看護師又は准看護師</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>看護師又は准看護師及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者とする</u>こと。</p>
設備	<u>事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備える</u> こと。
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>指定居宅介護支援事業者（指定介護予防サービス事業者にあつては、指定介護予防支援事業者。以下同じ。）</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画（指定介護予防サービス事業者にあつては、介護予防サービス計画。以下同じ。）</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があつたときは、文書の交付その他適当な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～5 略</p>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録、 <u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u> その他の規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1 <u>従業者又は従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報</u> を漏らすことがないよ

	<p>(1) 略</p> <p>(2) <u>看護職員（保健師を除く。以下この表において同じ。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>看護職員及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者とする</u>こと。</p>
設備	<u>1の表設備の項に掲げる基準を満たす</u> こと。
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>支援事業者</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があつたときは、文書の交付その他適当な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～5 略</p>
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる <u>基準を満たす</u> こと。

う、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者<sup>1</sup>に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。

2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者<sup>2</sup>に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。

3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。

4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
従業者の配置	略
設備	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えること。
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び指定居宅介護支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を

3 訪問看護又は介護予防訪問看護

区分	基準
従業者の配置	略
設備	1の表設備の項に掲げる基準を満たすこと。
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、主治医及び支援事業者への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。 3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、1の表サービスの開始の項第3号に掲げる事項を

	<p>行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>サービスの内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(5) <u>事業の実施地域</u></p> <p>(6) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(7) <u>従業者の勤務体制</u></p> <p>(8) <u>その他サービスの選択に資する重要事項</u></p>		<p>記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p>
訪問看護計画	<p>1 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>	訪問看護計画	<p>1 利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況等を踏まえ、<u>サービス計画等</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 <u>サービスを提供したときは、提供したサービスの内容及び他規則で定める事項を居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</u></p> <p>2 <u>利用者の人権を守り、虐待の発生を防止するため、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第20条の規定に従い、従業者に対する研修の実施、責任者の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>3 <u>サービスの開始の項第3号(1)から(6)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</u></p> <p>4 <u>利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスに要した交通費以外の費用を徴収しないこと。</u></p> <p>5 <u>利用者の処遇について、自らサービスの評価を行い、その結果を</u></p>	サービスの提供	<p>1 <u>の表サービスの提供の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

	<p>利用者に周知するとともに、常にその改善を図ること。また、外部の者による評価を行い、その結果を公表するよう努めること。</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問看護計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者を提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受け取る窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</p>

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
略	

記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問看護計画その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</p>

4 訪問リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション

区分	基準
略	



<p>サービスの開始</p>	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>指定居宅介護支援事業者</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>サービスの内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(5) <u>事業の実施地域</u></p> <p>(6) <u>従業者の勤務体制</u></p> <p>(7) <u>その他サービスの選択に資する重要事項</u></p>	<p>サービスの開始</p>	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、<u>支援事業者</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、<u>1の表サービスの開始の項第3号(6)を除く。</u>に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p>
<p>訪問リハビリテーション計画</p>	<p>1 医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>	<p>訪問リハビリテーション計画</p>	<p>1 医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、<u>サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
<p>サービスの提供</p>	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p>	<p>サービスの提供</p>	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>1の表サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項</u>その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p>

	4・5 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者提供する場合、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合は、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</p>

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービ</p>

	4・5 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの訪問リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

5 居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導

区分	基準
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービ</p>

	<p>スを提供することが困難であると認められた場合は、<u>指定居宅介護支援事業者</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u>  (2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u>  (3) <u>営業日及び営業時間</u>  (4) <u>サービスの内容及び利用料その他の費用の額</u>  (5) <u>従業者の勤務体制</u>  (6) <u>その他サービスの選択に資する重要事項</u></p>		<p>スを提供することが困難であると認められた場合は、<u>支援事業者</u>への連絡、他の適当な事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、<u>1の表サービスの開始の項第3号(5)及び(6)を除く。</u>に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容及他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 サービスの開始の項第3号(1)から(4)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>	サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容及他規則で定める事項をサービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>1の表サービスの開始の項第3号(1)から(4)までに掲げる事項</u>その他運営に関する重要事項についての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>4・5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p><u>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務</u></p>	事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

上知り得た利用者又はその家族の個人情報<sup>を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。</sup>また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者<sup>に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</sup>

2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者<sup>に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</sup>

3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。

4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。

6 通所介護

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)・(2) 略 (3) <u>看護師又は准看護師</u>  (4)・(5) 略 2・3 略
設備	1～3 略 4 <u>前号ただし書の規定により事業の用に供する設備を利用して利用者を宿泊させる場合は、規則で定めるところにより、知事に届け出ること。</u>
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービス

6 通所介護又は介護予防通所介護

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)・(2) 略 (3) <u>看護職員（保健師を除く。）</u> (4)・(5) 略 2・3 略
設備	1～3 略
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービス

	<p>スを提供することが困難であると認められた場合は、<u>指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</u></p> <p>3 略</p>
通所介護計画	<p>1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者<sub>3</sub>にその情報を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>設備の項第4号の規定により宿泊をさせる場合は、やむを得ない場合に限るとともに、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、次の事項について説明を行い、その同意を得ること。</u></p> <p>(1) <u>利用料その他の費用の額</u></p> <p>(2) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(3) <u>その他規則で定める事項</u></p> <p>6 <u>前号(1)に定めるものを除き、事業の実施地域以外の地域からの送迎に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</u></p> <p>7 略</p> <p>8 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所介護計画、サービスの提供の項第1号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への	<p>1 <u>従業者又は従業者であった者</u></p>

	<p>スを提供することが困難であると認められた場合は、<u>支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</u></p> <p>3 略</p>
通所介護計画	<p>1 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、<u>サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者<sub>3</sub>にその情報を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 <u>利用者の選定による事業の実施地域以外の地域でのサービスに要した送迎に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</u></p> <p>6 略</p> <p>7 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所介護計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への	<p>1 <u>の表事故等への対応の項に掲げ</u></p>

対応

が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報<sup>1</sup>を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者<sup>2</sup>に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。

2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者<sup>3</sup>に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。

3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。

4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。

対応

る基準を満たすこと。

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)・(2) 略 (3) 理学療法士等、看護師若しくは准看護師又は介護職員
略	2・3 略
サービスの開始	1 正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると

7 通所リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション

区分	基準
従業者の配置	1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)・(2) 略 (3) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、看護職員(保健師を除く。)又は介護職員
略	2・3 略
サービスの開始	6の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。

	<p>認められた場合は、<u>指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</u></p> <p>3 サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>利用定員</u></p> <p>(5) <u>サービスの内容及び利用料その他の費用の額</u></p> <p>(6) <u>事業の実施地域</u></p> <p>(7) <u>サービスの利用に当たっての留意事項</u></p> <p>(8) <u>緊急時等における対応方法</u></p> <p>(9) <u>非常災害対策</u></p> <p>(10) <u>従業者の勤務体制</u></p> <p>(11) <u>その他サービスの選択に資する重要事項</u></p>		
通所リハビリテーション計画	<p>1 診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>	通所リハビリテーション計画	<p>1 診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、<u>サービス計画</u>の内容に沿って、作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者<sub>に</sub>その情報を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての</p>	サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者<sub>に</sub>その情報を提供すること。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>6の表</u>サービスの開始の項第3号(1)から(9)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項につ</p>

	<p>規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 <u>事業の実施地域以外の地域からの送迎に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</u></p> <p>6・7 略</p>		<p>いての規程を事業所ごとに定めること。</p> <p>5 <u>事業の実施地域以外の地域に居住する利用者の選定により行う送迎に要する費用その他の規則で定める費用以外の費用を徴収しないこと。</u></p> <p>6・7 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>	記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの通所リハビリテーション計画、サービスの提供の項第1号の記録<u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</u></p>
事故等への対応	<p>1 <u>従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者に提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u></p> <p>2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p>3 <u>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>4 <u>苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>5 <u>法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p>6 <u>国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に</u></p>	事故等への対応	<p>1 <u>の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>



協力すること。

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(3) 略 (4) 介護職員、看護師又は准看護師</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 医師、生活相談員、介護職員、看護師又は准看護師及び調理員は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 略</p>
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、<u>指定居宅介護支援事業者</u>への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
短期入所生活介護計画	<p>1 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえ、<u>居宅サービス計画</u>の内容に沿って作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>居宅サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者<sub>ら</sub>にその情報を提供すること。</p> <p>2～8 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの短期入所生活介護計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録、事故等へ</p>

8 短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を事業所ごとに置くこと。 (1)～(3) 略 (4) 介護職員又は看護職員（保健師を除く。以下この表において同じ。）</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 医師、生活相談員、介護職員又は看護職員及び調理員は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>4 略</p>
略	
サービスの開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、<u>支援事業者</u>への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の措置を講ずること。</p> <p>3 略</p>
短期入所生活介護計画	<p>1 利用者の心身の状況、希望、その置かれている環境等を踏まえ、<u>サービス計画</u>の内容に沿って作成すること。</p> <p>2 略</p>
サービスの提供	<p>1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を<u>サービス計画</u>に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者<sub>ら</sub>にその情報を提供すること。</p> <p>2～8 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの短期入所生活介護計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録その他規則</p>

	<p>の対応の項第2号及び第4号の記録          その他規則で定める記録を整備し、          規則で定めるところにより保存する          こと。</p>
事故等への 対応	<p>1 従業者又は従業者であった者          が、正当な理由がなく、その業務          上知り得た利用者又はその家族の          個人情報<sup>1</sup>を漏らすことがないよ          う、必要な措置を講ずること。ま          た、利用者又はその家族の個人情          報を他の事業者<sup>2</sup>に提供する場          合は、あらかじめ文書により利用者          の同意を得ておくこと。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏れ          いその他の事故が発生した場          合は、市町村、家族及び指定居宅介          護支援事業者<sup>3</sup>に連絡するととも          に、当該事故の状況及び事故に際          して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者及びその家族からの苦情          に迅速かつ適切に対応するた          めに、サービスの提供に関する苦情          を受ける窓口の設置その他の措置          を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦          情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第23条、第24条第1項、第76          条第1項若しくは第115条の7第          1項又は社会福祉法第56条第1項          の規定による質問、検査等に協力          すること。</p> <p>6 国民健康保険団体連合会が行う          法第176条第1項第3号の調査に          協力すること。</p>

	<p>で定める記録を整備し、規則で定め          るところにより保存すること。</p>
事故等への 対応	<p>1の表事故等への対応の項に掲げ          る基準を満たすこと。</p>

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介  
 護

区分	基準
略	
サービスの 開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービ          スを提供することが困難であると          認めた場合は、指定居宅介護支援          事業者への連絡、適当な他の事業          者の紹介その他の措置を講ずること。</p>

9 短期入所療養介護又は介護予防短期入所療養介  
 護

区分	基準
略	
サービスの 開始	<p>1 略</p> <p>2 利用申込者に対し適切なサービ          スを提供することが困難であると          認めた場合は、支援事業者への連          絡、適当な他の事業者の紹介その          他の措置を講ずること。</p>

	3 略
短期入所療養介護計画	1 利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境等に基づき、 <u>居宅サービス計画</u> の内容に沿って作成すること。 2 略
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を <u>居宅サービス計画</u> に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者 <sup>に</sup> その情報を提供すること。 2～8 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの短期入所療養介護計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録、 <u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u> その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1 <u>従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者<sup>に</sup>提供する場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u> 2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者<sup>に</sup>連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u> 3 <u>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</u> 4 苦情を受けた場合には、当該苦

	3 略
短期入所療養介護計画	1 利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境等に基づき、 <u>サービス計画</u> の内容に沿って作成すること。 2 略
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を <u>サービス計画</u> に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者 <sup>に</sup> その情報を提供すること。 2～8 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの短期入所療養介護計画、サービスの提供の項第1号及び第7号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	1 <u>の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u>

情の内容等を記録すること。

5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を特定施設ごとに置くこと。ただし、特定施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を指定居宅サービス事業者に委託するもの（以下「外部サービス利用型介護」という。）にあつては、(3)及び(5)に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>看護師又は准看護師</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 生活相談員、<u>看護師又は准看護師</u>及び計画作成担当者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 略</p>
略	
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの特定施設サービス計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 <u>従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報</u>を漏らすことがないよ</p>

10 特定施設入居者生活介護又は介護予防特定施設入居者生活介護

区分	基準
従業者の配置	<p>1 次に掲げる従業者を特定施設ごとに置くこと。ただし、特定施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を指定居宅サービス事業者に委託するもの（以下「外部サービス利用型介護」という。）にあつては、(3)及び(5)に掲げる従業者を置かないことができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>看護職員（保健師を除く。以下この表において同じ。）</u></p> <p>(4)～(6) 略</p> <p>2 生活相談員、<u>看護職員</u>及び計画作成担当者は、利用者数に応じ、規則で定める人数以上とすること。</p> <p>3 略</p>
略	
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの特定施設サービス計画、サービスの提供の項第1号及び第3号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 <u>の表事故等への対応の項に掲げる基準</u>を満たすこと。</p>

う、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報<sup>を</sup>他の事業者<sup>に</sup>提供<sup>する</sup>場合は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。

2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。

3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。

4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。

6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、 <u>指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずること。</u> 3 略
福祉用具貸与計画	1 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、 <u>居宅サービス計画</u> の内容に沿って、作成すること。 2 略
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を <u>居宅サービス計画</u>

11 福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与

区分	基準
略	
サービスの開始	1 略 2 利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められた場合は、 <u>支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずること。</u> 3 略
福祉用具貸与計画	1 利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、 <u>サービス計画</u> の内容に沿って、作成すること。 2 略
サービスの提供	1 サービスを提供したときは、提供したサービスの内容その他規則で定める事項を <u>サービス計画</u> を記

	<p>を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具貸与計画、サービスの提供の項第1号の記録、<u>事故等への対応の項第2号及び第4号の記録</u>その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p>1 <u>従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者提供する場合、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</u></p> <p>2 <u>利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</u></p> <p>3 <u>利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受け取る窓口の設置その他の措置を講ずること。</u></p> <p>4 <u>苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</u></p> <p>5 <u>法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</u></p> <p>6 <u>国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</u></p>

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販

	<p>載した書面又はこれに準ずる書面に記載するとともに、その具体的内容等を記録し、利用者からの申出があったときは、文書の交付その他適切な方法によって利用者にその情報を提供すること。</p> <p>2～5 略</p>
記録の作成及び保存	<p>従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具貸与計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。</p>
事故等への対応	<p><u>1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>

12 特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販

売

区分	基準
従業者の配置	<p>1. <u>管理者及び福祉用具専門相談員を事業所ごとに置くこと。</u></p> <p>2. <u>管理者は、専らその職務に従事することができる常勤の者とする</u> <u>こと。ただし、利用者の処遇に支障がない場合として規則で定める場合にあっては、この限りではない。</u></p>
略	
サービスの開始	<p>1. <u>正当な理由なくサービスの提供を拒まないこと。</u></p> <p>2. <u>利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認め</u> <u>た場合は、指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者の紹介その他の必要な措置を講ずること。</u></p> <p>3. <u>サービスの提供を開始するときは、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。</u></p> <p>(1) <u>事業の目的及び運営の方針</u></p> <p>(2) <u>従業者の職種、人数及び職務の内容</u></p> <p>(3) <u>営業日及び営業時間</u></p> <p>(4) <u>サービスの提供方法、取り扱う福祉用具の種類及び利用料その他の費用額</u></p> <p>(5) <u>事業の実施地域</u></p> <p>(6) <u>従業者の勤務体制</u></p> <p>(7) <u>その他サービスの選択に資する重要事項</u></p>
福祉用具販売計画	<p>1. <u>利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、居宅サービス計画の内容に沿って、作成すること。</u></p> <p>2. 略</p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3. <u>サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項についての</u></p>

売

区分	基準
従業者の配置	<p><u>11の表従業者の配置の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
略	
サービスの開始	<p><u>11の表サービスの開始の項に掲げる基準を満たすこと。</u></p>
福祉用具販売計画	<p>1. <u>利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、サービス計画の内容に沿って、作成すること。</u></p> <p>2. 略</p>
サービスの提供	<p>1・2 略</p> <p>3. <u>11の表サービスの開始の項第3号(1)から(5)までに掲げる事項その他運営に関する重要事項につ</u></p>

	規程を事業所ごとに定めること。 4・5 略		いての規程を事業所ごとに定めること。 4・5 略
記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号の記録、事故等への対応の項第2号及び第4号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。	記録の作成及び保存	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録、利用者ごとの福祉用具販売計画、サービスの提供の項第1号の記録その他規則で定める記録を整備し、規則で定めるところにより保存すること。
事故等への対応	<p>1 従業者又は従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。また、利用者又はその家族の個人情報を他の事業者提供する場合、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくこと。</p> <p>2 利用者の負傷、個人情報の漏えいその他の事故が発生した場合は、市町村、家族及び指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った措置を記録すること。</p> <p>3 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、サービスの提供に関する苦情を受ける窓口の設置その他の措置を講ずること。</p> <p>4 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。</p> <p>5 法第23条、第24条第1項、第76条第1項若しくは第115条の7第1項又は社会福祉法第56条第1項の規定による質問、検査等に協力すること。</p> <p>6 国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力すること。</p>	事故等への対応	1の表事故等への対応の項に掲げる基準を満たすこと。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)



- 2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有する同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）を行う指定介護予防サービス事業者については、改正前の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定は、なおその効力を有する。
- 3 介護予防通所介護を行う指定介護予防サービス事業者は、事業の用に供する設備を利用して利用者を宿泊させる場合は、旧条例に定めるもののほか、改正後の鳥取県居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関する条例別表の6の表設備の項第4号及びサービスの提供の項第5号に掲げる基準を満たさなければならない。

条例名等	鳥取県特別医療費助成条例の一部改正について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子どもの医療費に対する助成対象を拡大する。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 補助金の交付の対象者の年齢を18歳(現行 15歳)に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に引き上げる。</p> <p>(2) 施行期日は、平成28年4月1日とする。</p>

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第3条関係） （1）～（5）略 （6） <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある者	別表（第3条関係） （1）～（5）略 （6） <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月31日まで の間にある者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥取県特別医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由</p> <p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育所等の職員配置基準を改めるものである。</p> <p>2 概 要</p> <p>(1) 乳児4人以上を入所させる保育所に係る保育士の数の算定において、当分の間、保育士とみなせる職員に准看護師を加える。</p> <p>(2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県児童福祉施設に関する条例及び鳥取県認定こども園に関する条例の一部を改正する条例

(鳥取県児童福祉施設に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県児童福祉施設に関する条例(平成24年鳥取県条例第79号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前													
<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 乳児4人以上が入所する保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師、<u>看護師又は准看護師</u>のうち1人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第4(第10条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td> <td>1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を置くよう努めること。 5 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	基準	職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 5 略	略		<p>附則 (施行期日)</p> <p>1 略 (経過措置)</p> <p>2 乳児4人以上が入所する保育所に対する別表第4職員の配置の項第2号の規定の適用については、当該保育所に勤務する保健師<u>又は看護師</u>のうち1人を保育士とみなすことができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表第4(第10条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員の配置</td> <td>1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師<u>又は看護師</u>を置くよう努めること。 5 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		項目	基準	職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 5 略	略	
項目	基準														
職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 5 略														
略															
項目	基準														
職員の配置	1～3 略 4 乳児が入所している場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 5 略														
略															

(鳥取県認定こども園に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県認定こども園に関する条例(平成26年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																													
<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員配置</td> <td>1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を置くよう努めること。 3～7 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員配置</td> <td>1 略</td> </tr> </tbody> </table>		項目	要件	略		職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 3～7 略	略		項目	基準	略		職員配置	1 略	<p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員配置</td> <td>1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師<u>又は看護師</u>を置くよう努めること。 3～7 略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第4条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員配置</td> <td>1 略</td> </tr> </tbody> </table>		項目	要件	略		職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 3～7 略	略		項目	基準	略		職員配置	1 略
項目	要件																														
略																															
職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、 <u>看護師又は准看護師</u> を置くよう努めること。 3～7 略																														
略																															
項目	基準																														
略																															
職員配置	1 略																														
項目	要件																														
略																															
職員配置	1 略 2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師 <u>又は看護師</u> を置くよう努めること。 3～7 略																														
略																															
項目	基準																														
略																															
職員配置	1 略																														

<p>2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師、<u>看護師又は准看護師</u>を置くよう努めること。</p> <p>3～5 略</p>	<p>2 満1歳未満の子どもが入所する場合は、保健師<u>又は看護師</u>を置くよう努めること。</p> <p>3～5 略</p>
略	略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成26年度鳥取県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳			一般財源
						未収入		地方債	
						国庫支出金	分担金及び負担金		
3 民生費	1 社会福祉費	低所得者向け灯油等費	9,225,000	9,225,000					
		鳥取県介護緊急整備事業費	115,179,000	48,080,000			48,080,000		
		鳥取県社会福祉施設整備事業費	44,669,000	27,000,000	16,000,000				9,000,000
		鳥取県グループホーム等施設整備事業費	12,130,000	7,750,000					7,750,000
		障がい者福祉事務費(3障がい手帳事務費)	20,579,000	16,098,000	9,435,000				6,663,000
		中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業費	82,842,000	39,542,000	33,542,000				6,000,000
		保育・サード・多様な保育促進事業費	261,092,000	136,766,000	115,766,000				21,000,000
		低年齢児等受入保育所保育士特別配置事業費	297,196,000	128,212,000	109,212,000				19,000,000
		鳥取県多子世帯保育所保育料軽減子育て支援事業費	669,455,000	332,724,000	282,724,000				50,000,000
		2 児童福祉費	病児・病後児保育費	病児・病後児保育費	10,097,000	6,503,000			
地域の結婚・出産・子育て支援事業費	254,500,000			55,466,000	55,466,000				
多子世帯応援クーポン券発行事業費	190,000,000			190,000,000	190,000,000				
鳥取県野外保育促進事業費	15,684,000			15,684,000	13,684,000				2,000,000
小規模保育設置促進事業費	39,517,000			14,966,000				14,966,000	
倉吉児童相談所増設事業費	232,096,000			2,029,000					2,029,000

福祉保健部(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				
						未収入		特定財源		一般財源
						国庫支出金	分担金及び負担金	その他	地方債	
3 民生費	2 児童福祉費	鳥取こども学園希望館改築事業費	161,280,000	44,557,000			29,704,000		14,853,000	
		障がい児福祉事務費	11,569,000	4,936,000					1,840,000	
		特別児童扶養手当支給事業費	7,937,000	1,985,000					171,000	
4 衛生費	1 公衆衛生費	不妊治療費等支援事業費	198,552,000	14,926,000					2,000,000	
		みんなで支えあふ地域づくり事業費(自死対策緊急強化)	65,221,000	18,808,000					1,801,000	
		地域医療対策費(医療施設等施設整備費)	244,491,000	195,099,000				4,141,000		
		有床診療所等スプリングラワー施設整備事業費	148,842,000	116,976,000						
		病々連携による東部医療圏高度化推進事業費	971,151,000	124,450,000				124,450,000		
4 衛生費	4 医薬費	鳥取県地域医療介護総合確保基金	561,070,000	360,791,000					360,791,000	
		県立病院運営事業費	2,391,958,000	32,657,000					32,657,000	
福祉保健部合計			7,016,332,000	1,945,230,000			582,132,000		177,764,000	